

札幌市国民保護協議会 答申資料

札幌市国民保護計画案

平成 18 年 11 月

札幌市

目 次

第1編	総論	1
第1章	市の責務、計画の目的、構成等	1
1	市の責務	1
2	計画の目的等	1
3	計画の作成に係る基本的な考え方	2
4	計画の構成	3
5	計画の見直し、変更手続	3
第2章	国民保護措置の実施に関する基本方針	4
第3章	関係機関の業務の大綱等	6
1	国民保護措置の仕組み	6
2	関係機関との連携および協力体制	7
3	関係機関の業務	7
第4章	札幌市の特性	10
1	地理的特性	10
2	社会的特性	16
第5章	市国民保護計画が対象とする事態	23
1	武力攻撃事態	23
2	緊急処理事態	25
第2編	平素からの備えや予防	27
第1章	組織・体制の整備等	27
第1	組織及び体制の整備	27
1	各局区における平素の業務	27
2	職員の参集基準等	29
3	消防局及び消防団の体制	31
4	国民の権利利益の救済に係る手続等	32
第2	関係機関との連携体制の整備	33
1	基本的考え方	33
2	国の機関との連携	33
3	道との連携	33
4	他市町村との連携	34
5	指定公共機関等との連携	34
6	自主防災組織、ボランティア団体等に対する支援	35
第3	通信の確保	35
第4	情報収集・提供等の体制整備	36

1	基本的考え方	36
2	警報等の伝達に必要な準備	37
3	安否情報の収集、整理、報告及び提供に必要な準備	38
4	被災情報の収集・報告に必要な準備	39
第5	研修及び訓練	40
1	研修	40
2	訓練	40
第2章	避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する備え	42
第1	避難に関する備え	42
1	避難に関する基本的事項	42
2	避難実施要領のパターンの作成	43
3	避難施設の指定	43
4	運送事業者の輸送力及び輸送施設の把握等	45
第2	救援に関する備え	45
1	救援に関する基本的事項	46
2	物資及び資機材の備蓄	46
3	運送事業者の輸送力及び輸送施設の把握等	47
第3	武力攻撃災害への対処に関する備え	47
1	生活関連等施設の把握等	47
2	市が管理する施設等の整備及び点検等	48
第3章	国民保護に関する啓発	50
1	国民保護措置に関する啓発	50
2	武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発	50
第3編	武力攻撃事態等への対処	51
第1章	初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	51
1	事態認定前における初動措置	51
2	事態認定後において、本部設置の指定がなかった場合の対応	53
第2章	市国民保護対策本部の設置等	54
1	市対策本部の設置	54
2	通信の確保	61
第3章	関係機関相互の連携	62
1	国・道の対策本部等との連携	62
2	道との連携	62
3	指定行政機関、指定地方行政機関との連携	62
4	自衛隊との連携	63
5	指定公共機関、指定地方公共機関及びその他の関係機関との連携	63
6	他の市町村等との連携	64
7	職員の派遣要請	64
8	自主防災組織、ボランティア団体等に対する支援等	65

9	住民への協力要請	65
第4章	警報及び避難の誘導等	67
第1	警報及び緊急通報の伝達等	67
1	警報の伝達等	67
2	緊急通報の伝達等	68
第2	避難住民の誘導等	69
1	避難の指示の伝達等	69
2	避難実施要領の策定	69
3	避難住民の誘導	72
4	事態想定ごとの避難の留意点	75
第5章	救援	78
1	救援の実施	78
2	関係機関との連携	79
3	救援の内容	80
4	医療活動等を実施する際に特に留意すべき事項	84
5	救援の際の物資の売渡し要請等	84
第6章	安否情報の収集・提供	86
1	安否情報の収集	86
2	道に対する報告	87
3	安否情報の照会に対する回答	87
4	日本赤十字社に対する協力	88
第7章	武力攻撃災害への対処	89
第1	武力攻撃災害への対処	89
1	武力攻撃災害への対処の基本的考え方	89
2	武力攻撃災害の兆候の通報	89
第2	応急措置等	90
1	事前措置	90
2	退避の指示	90
3	警戒区域の設定	91
4	応急公用負担等	92
5	消防に関する措置等	93
第3	生活関連等施設における災害への対処等	95
1	生活関連等施設の安全確保	95
2	危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除	96
第4	NBC攻撃による災害への対処等	97
第8章	被災情報の収集及び報告	100
第9章	保健衛生の確保その他の措置	101
1	保健衛生の確保	101

2	廃棄物の処理	102
3	文化財の保護	102
第10章	国民生活の安定に関する措置	103
1	生活関連物資等の価格安定	103
2	避難住民等の生活安定等	103
3	生活基盤等の確保	104
第11章	緊急輸送路の確保	105
第12章	赤十字標章等及び特殊標章等の交付及び管理	106
第4編	復旧等	109
第1章	応急の復旧	109
1	基本的考え方	109
2	公共施設の応急の復旧	109
第2章	武力攻撃災害の復旧	111
第3章	国民保護措置に要した費用の支弁等	112
1	国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求	112
2	損失補償、実費弁償及び損害補償	112
3	総合調整及び指示に係る損失の補てん	112
第5編	緊急対処事態への対処	114
第1章	緊急対処事態への対処	114
1	緊急対処事態における警報の通知及び伝達	114
2	赤十字標章等の標章の取扱い	114
3	国民経済上の措置の取扱い	114
4	内閣総理大臣の指示及び代執行に関する取扱い	114
5	平時の準備に関する取扱い	114

第 1 編 総 論

第 1 章 市の責務、計画の目的、構成等

札幌市（以下「市」という。）は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、武力攻撃事態等、又は、緊急対処事態において、国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）又は緊急対処保護措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、市の責務を明らかにするとともに、国民の保護に関する計画の目的、構成等について定める。

1 市の責務

市は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号。以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成 17 年 3 月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び北海道国民保護計画（以下「道国民保護計画」という。）を踏まえ、市国民保護計画に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民保護措置又は緊急対処保護措置を的確かつ迅速に実施し、市の区域において関係機関が実施する国民保護措置又は緊急対処保護措置を総合的に推進する責務を有する。

2 計画の目的等

(1) 計画の目的

市国民保護計画は、市の国民保護措置の実施体制、市が実施する避難や救援などの措置に関する事項、平素からの訓練、備蓄及び啓発に関する事項などを定めることにより、武力攻撃事態等において市の国民保護措置を的確かつ円滑に実施できるようにするとともに、市の区域に係る国民保護措置の総合的な推進を図り、もって、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護し、武力攻撃による被害を最小にすることを目的とする。

(2) 計画に定める事項

市国民保護計画においては、市の区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、市が実施する国民保護措置に関する事項等、国民保護法第 35 条第 2 項各号に掲げる次の事項について定める。

市の区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項

市が実施する国民保護法第 16 条第 1 項及び第 2 項に規定する国民保護措置に関する事項

国民保護措置を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項

国民保護措置を実施するための体制に関する事項

国民保護措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項

上記に掲げるもののほか、市の区域に係る国民保護措置に関し札幌市長(以下「市長」という。)が必要と認める事項

また、本市は政令指定都市であることから、国民保護法第184条第1項に掲げる次の事項についても、道国民保護計画に準じて、市国民保護計画に定める。

救援

避難施設の指定等

赤十字標章等の交付等

医療関係者に対する実費弁償及び損害補償

なお、市国民保護計画に定める武力攻撃事態等への対処については、本計画で想定されている事態に共通する対処の基本を示すものである。

市は、本計画で定めるところにより国民保護措置を実施するとともに、状況に応じた臨機応変な対処が不可欠であることに留意し、運用を図る。

(3) 計画の対象となる者

市内に居住または滞在している者(市外からの避難住民も含む。)

(4) 計画の対象地域

市内全域(市域を越える避難を実施する場合は避難先地域も含む。)

3 計画の作成に係る基本的な考え方

(1) 国民保護計画作成の基準

北海道国民保護計画に基づき、市町村国民保護モデル計画をベースとして作成
国民保護措置の実施に当たり特に留意すべき事項を「国民保護措置の実施に関する基本方針」として規定

(2) 札幌市の特性に配慮

積雪寒冷地であることへの配慮

道都として交通・情報システム等の中枢機能が高度に集積していることや、大都市として大規模集客施設・生活関連等施設等が集中していることへの配慮

文化や観光の拠点としての機能が集中しており、学生・留学生、観光客等が多いことへの配慮

(3) 災害対策の仕組みの活用等

札幌市地域防災計画等により構築された災害対策の仕組みの活用

近隣自治体や多様な関係機関との連携・協力を重視
全庁的な実施体制の構築

- (4) 市民や関係機関の意見の反映
札幌市国民保護協議会・幹事会の開催
計画作成過程の情報公開
パブリックコメントの実施

4 計画の構成

市国民保護計画は、以下の各編により構成する。

- 第1編 総論
- 第2編 平素からの備えや予防
- 第3編 武力攻撃事態等への対処
- 第4編 復旧等
- 第5編 緊急対処事態における対処
- 資料編

5 計画の見直し、変更手続

(1) 計画の見直し

市国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、道国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

市国民保護計画の見直しに当たっては、市国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

(2) 計画の変更手続

市国民保護計画の変更にあたっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、市国民保護協議会に諮問の上、北海道知事（以下「知事」という。）に協議し、市議会に報告し、公表するものとする。

ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号。以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、市国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しない。

軽微な変更

- ・ 行政区画、市内の町や字の変更、地番の変更又は住居表示の実施や変更に伴う変更
- ・ 指定行政機関等又はその組織の名称や所在地の変更に伴う変更
- ・ 誤記の訂正、人又は物の呼称の変更、統計の数値の修正等に伴う変更

第2章 国民保護措置の実施に関する基本方針

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置の実施に関する基本方針として定める。

なお、市は、日本に居住し、又は滞在している外国人についても、武力攻撃災害から保護するなど、国民保護措置の対象であることに留意する。

(1) 基本的人権の尊重

市は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

(2) 国民の権利利益の迅速な救済

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

(3) 放送の自律に対する特別な配慮

市は、放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置については、放送の自律を保障することにより、その言論その他表現の自由に特に配慮する。

(4) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

市は、日本赤十字社が実施する国民保護措置については、その特性にかんがみ、その自主性を尊重するとともに、その他の指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法についても、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

(5) 国民に対する情報提供

市は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

(6) 高齢者や障がい者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

市は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者について、その特質に応じた保護を行うよう留意する。

また、市は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

(7) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

市は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

(8) 関係機関相互の連携及び協力の確保

市は、国、道、他市町村並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

(9) 国民の自発的協力

市は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとし、また、この要請は強制にわたることがあってはならない。

なお、市は、自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

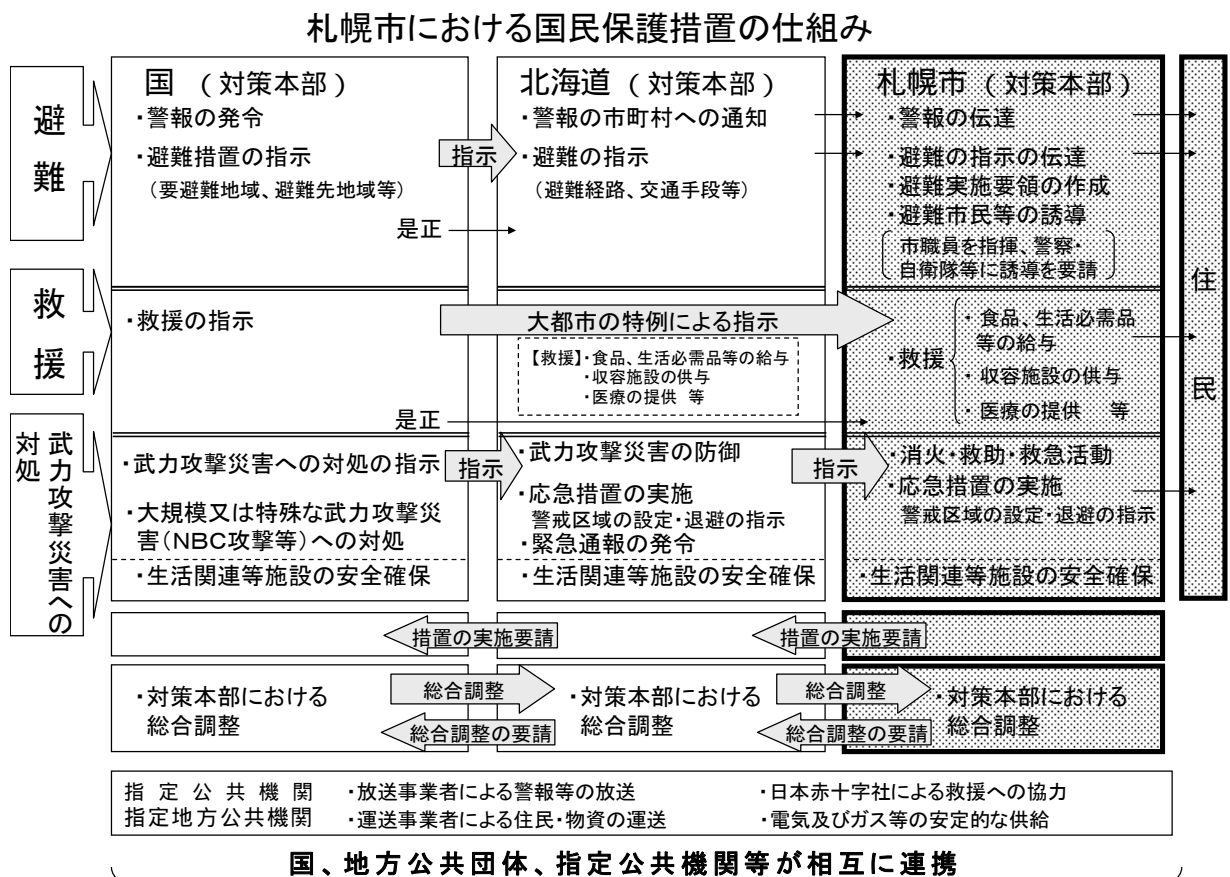
第3章 関係機関の業務の大綱等

市は、国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておく。

1 国民保護措置の仕組み

武力攻撃事態等においては、国、地方公共団体、指定公共機関及び指定地方公共機関が相互に連携協力し、国全体として万全の態勢の下、国民保護措置を実施することとされている。

武力攻撃事態等における国、道、市、指定公共機関及び指定地方公共機関それぞれの国民保護措置等の基本的な仕組みについては、以下のとおりである。



2 関係機関との連携および協力体制

市は、自らが行う国民保護措置を的確かつ迅速に実施することはもとより、国、道、他市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他関係機関等と相互に連携協力し、国民保護措置の実施に万全を期さなければならず、防災のための連携体制を活用し、これら関係機関等との連携・協力体制を整備する。

3 関係機関の業務

国民保護措置等について、市、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関は、おおむね次に掲げる事務又は業務を処理する。

なお、関係機関等の連絡先については、「資料編」に記載する。

市の事務

機関の名称	事務又は業務の大綱
市長等	<ol style="list-style-type: none">1 市国民保護計画の作成2 市国民保護協議会の設置、運営3 市国民保護対策本部及び札幌市緊急対処事態対策本部の設置、運営4 組織の整備、訓練5 警報の伝達6 避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施7 救援の実施、安否情報の収集及び提供、外国人安否情報の収集の協力その他の避難住民等の救援に関する措置の実施8 退避の指示、警戒区域の設定、消火・救助・救急活動、廃棄物の処理、被災情報の収集及び報告その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施9 水の安定的な供給、生活関連物資等の価格の安定、管理施設の応急の復旧その他の国民生活の安定に関する措置の実施10 国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄11 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

指定地方行政機関

機関名	事務又は業務
共通事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 組織の整備、訓練、啓発 2 生活関連等施設の安全の確保に関する措置の実施 3 被災情報の収集及び報告 4 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施
札幌防衛施設局	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管財産の使用に関する連絡調整 2 米軍施設内通行等に関する連絡調整
北海道総合通信局	<ol style="list-style-type: none"> 1 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整 2 電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関すること 3 非常事態における重要通信の確保 4 非常通信協議会の指導育成
北海道財務局	<ol style="list-style-type: none"> 1 地方公共団体に対する災害融資 2 金融機関に対する緊急措置の要請 3 普通財産の無償貸付 4 被災公共土木施設等の復旧事業費の査定の上会
函館税関	<ol style="list-style-type: none"> 1 輸入物資の通関手続
北海道厚生局	<ol style="list-style-type: none"> 1 救援等に係る情報の収集及び提供
北海道労働局	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災者の雇用対策
北海道農政事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 武力攻撃災害対策用食糧及び備蓄物資の確保
北海道森林管理局	<ol style="list-style-type: none"> 1 武力攻撃災害対策用復旧用資材の調達・供給
北海道経済産業局	<ol style="list-style-type: none"> 1 救援物資の円滑な供給の確保 2 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保 3 被災中小企業の振興
北海道産業保安監督部	<ol style="list-style-type: none"> 1 鉱山における災害時の応急対策 2 危険物等の保全
北海道開発局	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧 2 港湾施設の使用に関する連絡調整 3 港湾施設の応急復旧 4 農業関連施設の応急復旧
北海道運輸局	<ol style="list-style-type: none"> 1 運送事業者への連絡調整 2 運送施設及び車両の安全保安
東京航空局 (丘珠空港事務所)	<ol style="list-style-type: none"> 1 飛行場使用に関する連絡調整 2 航空機の航行の安全確保
札幌管区气象台	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象状況の把握及び情報の提供

第一管区海上保安本部	<ul style="list-style-type: none"> 1 船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達 2 海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保 3 生活関連等施設の安全確保に係る立入制限区域の指定等 4 海上における警戒区域の設定等及び退避の指示 5 海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他武力攻撃災害への対処に関する措置
北海道地方環境事務所	<ul style="list-style-type: none"> 1 家庭動物等の保護等 2 救援に対する支援

自衛隊

機関名	事務又は業務
自衛隊	1 武力攻撃事態等における国民保護措置の実施及び関係機関が実施する国民保護措置の支援等

指定公共機関及び指定地方公共機関

機関名	事務又は業務
共通事項	<ul style="list-style-type: none"> 1 国民保護業務計画の作成 2 組織の整備、訓練 3 被災情報の収集及び報告 4 管理施設の応急復旧に関する措置の実施 5 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施 6 国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄
放送事業者	1 警報、避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む）の内容及び緊急通報の内容及び放送
運送事業者	<ul style="list-style-type: none"> 1 避難住民及び緊急物資の輸送 2 旅客及び貨物の輸送の確保
電気通信事業者	<ul style="list-style-type: none"> 1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時的設置における協力 2 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い
電気事業者	1 電気の安定的な供給
ガス事業者	1 ガスの安定的な供給
日本郵政公社	1 郵便の確保
北海道医師会	1 医療の確保
北海道歯科医師会	1 歯科医療の確保
北海道薬剤師会	1 医薬品の確保
公共的施設の管理者	1 道路及び管理施設の適切な管理
日本赤十字社	<ul style="list-style-type: none"> 1 救援への協力 2 外国人の安否情報の収集、整理及び回答
日本銀行	<ul style="list-style-type: none"> 1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調整 2 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持

第4章 札幌市の特性

市は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、及び、社会的特性について、以下のとおり考察する。

1 地理的特性

(1) 位置及び地形・地質

札幌市は、北海道の道庁所在地であり、北海道西部の石狩平野の南西部に位置し、その地形は南西部山地、南東部台地・丘陵地、中央部扇状地、北部低地に区分される。

また、札幌市に隣接する市町村は、後志管内の小樽市、赤井川村、京極町、喜茂別町、胆振管内の伊達市、石狩管内の恵庭市、千歳市、北広島市、石狩市、江別市、当別町の合計7市3町1村である。

市域は東西が42.30km、南北が45.40kmとなっており、総面積は1,121.12km²となっている。

札幌市の位置と周辺国の状況



札幌市の位置と広がり

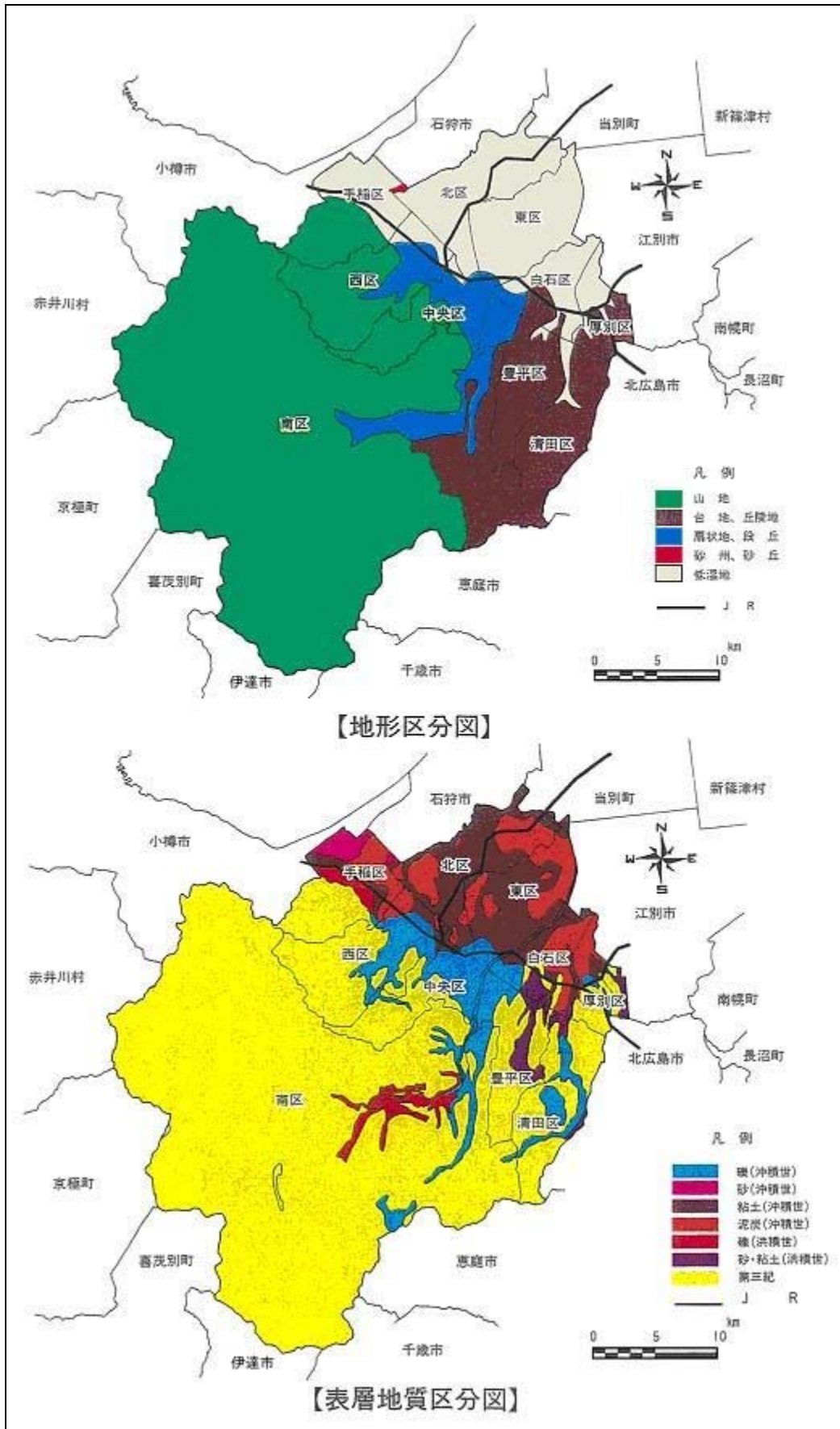
区分	地名	経緯度	距離
極東	厚別区もみじ台南7丁目	東経 141° 30' 20"	東西 42.30km
極西	南区定山溪(国有林)	東経 140° 59' 26"	
極南	南区定山溪(国有林)	北緯 42° 46' 51"	南北 45.40km
極北	北区篠路町拓北	北緯 43° 11' 24"	

面積	最高地点高度	最低地点高度	市役所地点高度
1,121,12km ²	南区定山溪(余市岳) 1,488.1m	北区西茨戸(旧発寒川付近) 1.8m	20.8m

札幌市と周辺市町村



札幌市の地形地質区分



札幌市地域防災計画（地震災害対策編）より引用

札幌市の地形地質の特徴

地形区分	地形	地質・地盤
南西部山地	市街地に近いところでは標高 300m ~ 500m、その背後では 1,000m 級の稜線が連なっている。手稲山(1,024m)で代表されるように溶岩台地が浸食された山地である。	溶岩等の火山噴出物を起源とした安山岩等の火山岩類からなり、一部に砂岩等の堆積岩類が分布する。全体的に硬岩で緻密である。
南東部台地・丘陵地	台地と緩やかな波状に起伏する丘陵地からなる。標高は北郷や厚別付近では 20m ~ 25m であるが南に次第に高まり、滝野付近では 280m である。	支笏火山から噴出した火山噴出物(軽石流堆積物)と、未固結の砂礫層からなる。藻岩山等の山麓斜面には、砂・礫・粘土が乱雑に堆積した崖錐堆積物・斜面堆積物がみられる。
中央部扇状地	豊平川と発寒川の形成する扇状地である。豊平川扇状地は真駒内付近を扇頂として北方に広がっている。扇頂で標高 100m、扇端部の北海道大学付近で 12m ~ 13m である。発寒川扇状地は平和・福井付近を扇頂として、JR 函館本線付近を扇端としている。標高は扇頂部で約 120m、先端部で 10m である。上流部では数段の段丘に分かれている。	河川によって上流から運搬された粗大な砂礫からなっている。表層は厚さ 1m ~ 2m のローム層(火山灰が風化、堆積してできた地層、火山灰質粘性土)で覆われている。砂礫層の厚さは 50m ~ 60m にも及んでいる。
北部低地	石狩平野の一部をなし、豊平川、発寒川、石狩川によって形成された低地である。下流部は砂山 - 紅葉山 - 上花畔の砂丘列で限られた低湿地で泥炭地も広く分布している。	ゆるい粘土、シルト(粒径が砂と粘土の中間的な堆積土)、砂の互層からなる軟弱層で、北にいくほど厚くなり 120m ~ 140m にも及ぶ。表層には泥炭層も広く分布している。

札幌市地域防災計画(地震災害対策編)より引用、修正

(2) 気候

札幌市の気候は、日本海型気候で、鮮明な四季の移り変わりがみられる。

札幌市の上空は、大気が西から東へ流れる偏西風帯の中に入っており、移動性高・低気圧の影響を受け、基本的に天気は西から東へと移り変わっていく。

札幌市の四季の特徴

季節区分	地形
冬季	12 月から 2 月にかけて最盛期を迎える。西高東低の気圧配置となり、大陸上空の乾燥した強い寒気団が日本海上空に入り込み、ここで大量の水分を吸収して雪雲が発生するため、厳寒でありかつ多量の降雪が見られる。最深積雪は約 1 m、ひと冬を通しての降雪量は約 6 m にも達する。
春季	西高東低の気圧配置は 3 月頃から徐々に緩みはじめ、季節風が弱まるとともに日差しが強まり、4 月上旬には根雪の終日を迎える。 4 月から 6 月にかけては、晴天の日が多く、6 月下旬ころから日中汗ばむほどの

	暑い日が現れる。
夏季	7月、8月と平均気温が20 を超え盛夏となる。 夏の北海道は、朝晩は気温が下がり、また、梅雨前線の影響もほとんど無い。
秋季	9月に入るとひと雨ごとに気温が低下し、まれに台風等の影響で天気が崩れ雨量も多くなる。10月には気温が0 近くまで下がることもあり、初霜の便りも聞かれ、紅葉の季節を迎える。10月下旬には初雪が見られ、11月以降、周期的な寒波の到来とともに気温の低下が著しく、降雪量も多くなって12月上旬には根雪となり、冬季へと移行する。

札幌市政概要を基に作成

気象概況(1)

平成17年中

年・月次	平均気温	平均 相対湿度	平均気圧 (海面)	降水量	日照時間	平均雲量	平均風速	天気日数		
								快晴	曇天	降水
17年	8.9	68	1,011.1	1,236.5	1,700.5	7.4	3.6	45	151	190
17年1月	-3.5	71	1,009.9	153.5	71.5	8.5	3.0	-	12	21
2月	-3.9	70	1,013.5	120.5	95.3	8.4	3.7	-	7	26
3月	0.1	66	1,009.9	124.0	134.6	7.9	3.9	1	9	24
4月	6.2	65	1,011.5	55.0	123.2	7.8	4.8	1	15	18
5月	10.7	65	1,010.7	62.0	176.9	7.5	4.2	5	14	14
6月	18.3	69	1,007.3	51.0	194.9	7.4	3.8	5	19	7
7月	20.1	75	1,008.0	119.0	156.9	8.4	3.6	-	19	11
8月	23.5	72	1,009.3	114.0	201.2	6.5	3.5	6	13	11
9月	18.8	69	1,015.9	126.0	158.3	6.5	3.1	6	12	8
10月	13.2	64	1,016.0	72.0	169.0	5.9	3.1	13	9	13
11月	5.5	66	1,012.6	150.5	106.2	6.7	3.1	4	12	20
12月	-2.5	65	1,008.8	89.0	112.5	7.5	2.8	4	10	17

<資料>札幌管区気象台

気象概況(2)

平成17年中

年次	夏日 ¹⁾	真夏日 ²⁾	冬日 ³⁾	真冬日 ⁴⁾	積雪終日	初雪	長期積雪 初日
平年値 ⁵⁾	45.6	7.6	129.8	48.4	4月10日	10月27日	12月4日
平成10年	44	1	111	48	4月1日	10月8日	11月28日
11年	71	15	136	62	4月12日	11月3日	11月17日
12年	66	10	125	43	4月12日	10月17日	11月27日
13年	54	-	132	63	4月4日	10月18日	11月26日
14年	37	2	112	45	3月25日	11月4日	11月25日
15年	34	0	133	61	4月9日	10月30日	12月11日
16年	58	14	116	31	4月3日	11月8日	12月6日
17年	59	9	130	60	4月15日	10月26日	11月29日

注：1) 日最高気温25 以上 2) 日最高気温30 以上 3) 日最低気温0 未満

4) 日最高気温0 未満 5) 昭和46年から平成12年までの30年間の平均値

冬日及び真冬日は、前年10月から当年5月までの寒候期間中の数値

<資料>札幌管区気象台

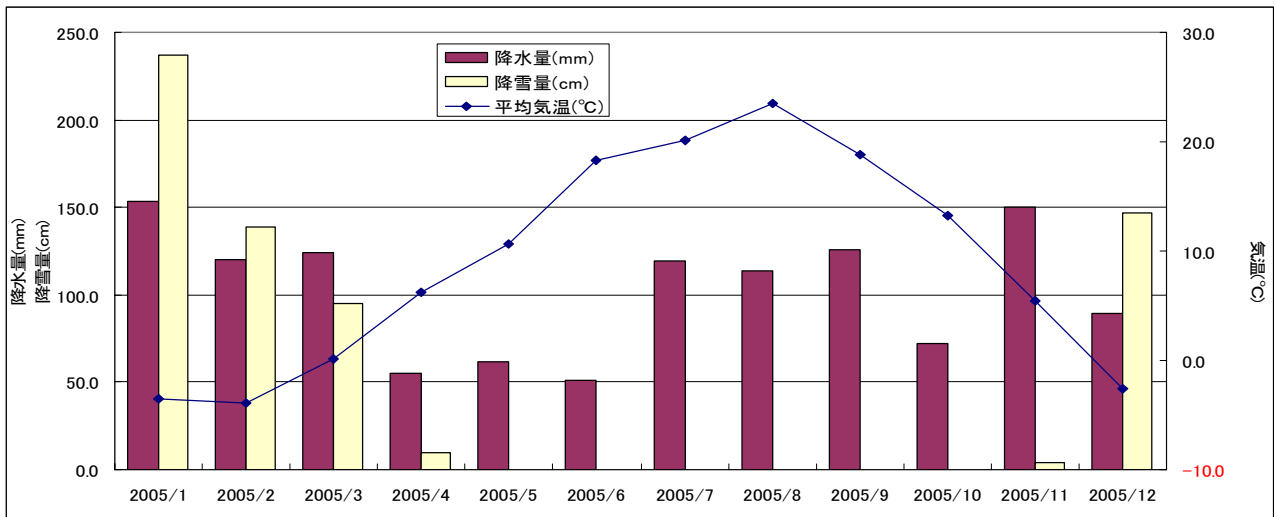
極 値 表

平成 17 年中

年・月次	気温		日最小 相 对 湿 度	降水量		日最大風速		雪	
	日最高	日最低		日最大	日最大 一時間	風速	風向	日最大 降雪量	最深 積雪
17 年	31.6	-11.7	12	91.5	19.0	19.5	S	38	119
17 年 1 月	7.0	-11.7	35	19.0	5.0	12.1	NW	38	119
2 月	3.2	-11.1	30	21.0	4.5	13.5	S	16	123
3 月	9.2	-11.0	22	22.0	4.5	15.0	SSE	21	121
4 月	18.9	- 3.8	20	13.5	3.0	19.0	S	10	85
5 月	24.0	3.2	12	12.5	3.0	19.5	S	-	-
6 月	31.5	10.5	19	34.5	11.0	11.9	S	-	-
7 月	30.0	12.9	41	36.5	6.0	13.1	SSE	-	-
8 月	31.6	14.8	27	33.5	19.0	12.3	S	-	-
9 月	30.0	10.6	36	91.5	10.5	11.3	NW	-	-
10 月	23.0	4.8	28	26.5	6.5	12.8	NW	-	-
11 月	19.8	- 1.6	34	39.5	8.0	13.5	SSE	3	1
12 月	6.3	- 9.8	30	13.5	7.5	14.2	NW	24	69

<資料>札幌管区气象台

四季を通じた気温、降水降雪量の変遷 (2005 年)



札幌管区气象台資料を基に作成

札幌上空 (高層) 気象資料

	1 月			2 月			3 月			4 月		
	気温	風速	風向	気温	風速	風向	気温	風速	風向	気温	風速	風向
高度	()	(m/s)	(16 方位)	()	(m/s)	(16 方位)	()	(m/s)	(16 方位)	()	(m/s)	(16 方位)
10000m 付近	-51.3	31.9	W	-52.1	30.2	W	-53.1	33.4	W	-53	30.8	W
5500m 付近	-35.5	19.6	W	-35.1	17.9	W	-31.8	18.9	W	-25.4	17.3	W
3000m 付近	-21.2	12.2	W	-20.7	11.3	W	-17.4	11.2	W	-9.7	10.3	W
1500m 付近	-13.2	7.7	W	-12.9	6.9	W	-9.4	6.6	W	-1.4	5.9	W
	5 月			6 月			7 月			8 月		
高度	()	(m/s)	(16 方位)	()	(m/s)	(16 方位)	()	(m/s)	(16 方位)	()	(m/s)	(16 方位)
10000m 付近	-51.2	25.9	W	-48.4	21.8	W	-44	18.6	W	-41.9	23.7	W
5500m 付近	-19.6	13.3	W	-14.3	8.6	W	-8.8	8.1	W	-7.6	12.3	W
3000m 付近	-3.9	8.2	W	1.1	4.3	W	5.8	4.7	W	7	6.5	W
1500m 付近	4.6	5	WSW	9.5	2.7	SW	13.7	3.1	SW	14.6	3.4	WSW

	9月			10月			11月			12月		
	気温	風速	風向	気温	風速	風向	気温	風速	風向	気温	風速	風向
高度	()	(m/s)	(16方位)	()	(m/s)	(16方位)	()	(m/s)	(16方位)	()	(m/s)	(16方位)
10000m 付近	-45.3	36.7	WSW	-50	37.3	WSW	-52.2	38.8	W	-52.4	36.2	W
5500m 付近	-13.8	15.9	WSW	-21.1	19.1	W	-27.2	23.8	W	-32.2	23	W
3000m 付近	1.5	7.8	W	-5.5	11.3	W	-12.3	14.9	W	-17.9	14.3	W
1500m 付近	9.1	3.8	WSW	2.2	6.4	W	-5.2	8.5	W	-10.7	8.5	WNW

年			
高度	気温	風速	風向
()	(m/s)	(16方位)	
10000m 付近	-49.6	30.3	W
5500m 付近	-22.7	16.4	W
3000m 付近	-7.7	9.6	W
1500m 付近	0.1	5.4	W

高度	気圧
10000m 付近	250Pa
5500m 付近	500 Pa
3000m 付近	700 Pa
1500m 付近	850 Pa

各高度における気圧は上表とする。

風速及び風向は、「ベクトル平均」である。ベクトル平均とは、毎日の観測で得られた風向(方位1度単位)と風速(1m/s単位)を、東西方向と南北方向の直角に交わる軸へそれぞれ投影される長さ(東西成分・南北成分の風速に相当する)に分解し、それぞれを成分ごとに月内で平均して、得られた平均値を再び合成して算出したもの。

札幌管区气象台資料を基に作成

2 社会的特性

(1) 人口分布

平成 18 年 10 月 1 日現在のさっぽろ統計情報によると、札幌市の人口は 916,537 世帯で 1,875,278 人となっており、北海道の人口の約 3 分の 1 となっている。区別にみると、北区が 271,446 人(全市の 14.4%)と最も多く、次いで東区 252,962 人(同 13.4%)となっている。

平成 14 年～18 年の区別の人口増加状況を見ると、中央区が 14,713 人の増加で最も増加し、次いで北区(7,460 人増)となっている。逆に南区のみが 3,893 人減と唯一の人口減少区となっている。

さっぽろ統計情報を基に作成

区別人口の推移

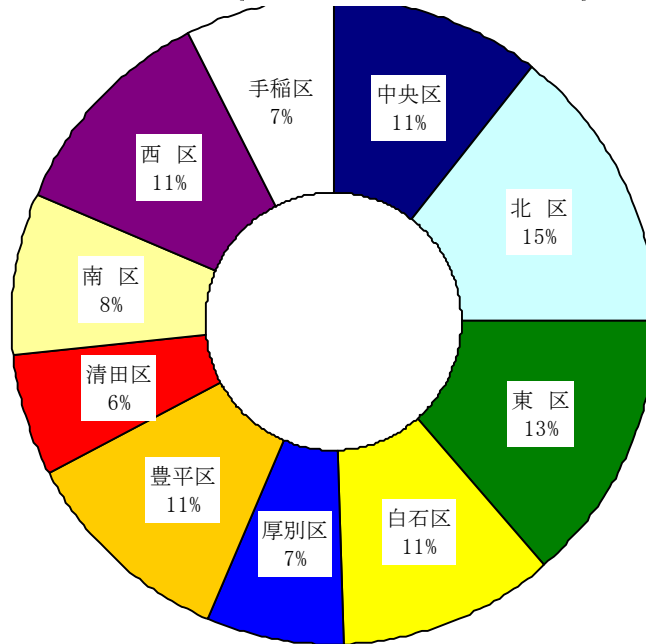
各年 10 月 1 日現在

区	人 口 1)			増 加 数		増 加 率 (%)	
	平成 10 年	14 年	18 年	10～14 年	14～18 年	10～14 年	14～18 年
全 市	1,795,914	1,838,125	1,875,278	42,211	37,153	2.4	2.0
中央区	174,124	183,438	198,151	9,314	14,713	5.3	7.4
北 区	256,419	263,986	271,446	7,567	7,460	3.0	2.7
東 区	247,258	250,412	252,962	3,154	2,550	1.3	1.0
白石区	194,767	199,068	202,830	4,301	3,762	2.2	1.9
厚別区	126,206	129,499	130,052	3,293	553	2.6	0.4
豊平区	200,492	204,274	207,731	3,782	3,457	1.9	1.7
清田区	106,254	110,646	112,800	4,392	2,154	4.1	1.9
南 区	157,125	155,133	151,240	-1,992	-3,893	-1.3	-2.6
西 区	199,033	204,419	209,683	5,386	5,264	2.7	2.5
手稲区	134,236	137,250	138,383	3,014	1,133	2.2	0.8

注：1) 内の数字は、10 区中の順位である。

<資料> 市民まちづくり局企画部統計課

区別人口の割合（平成 18 年 10 月 1 日現在）



<資料> 市民まちづくり局企画部統計課

また、年齢（3区分）別に見ると、「年少人口（15歳未満）」が233,266人（全体の12.4%）、「生産年齢人口（15～64歳）」が1,310,104人（同69.9%）、「老年人口（65歳以上）」が331,908人（同17.7%）であり、少子高齢化が進行している。老年人口の伸び率が高い要因としては、平均寿命の伸びに加えて、市には病院や老人施設等が集中していることから、他市町村からの高齢者の転入などがあげられる。

平成 18 年 10 月 1 日現在

年齢	人口	割合
年少人口（0～14歳）	233,266人	（12.4%）
生産年齢人口（15～64歳）	1,310,104人	（69.9%）
老年人口（65歳以上）	331,908人	（17.7%）

平均年齢 42.7歳

男 41.3歳

女 43.9歳

さっぽろ統計情報より抜粋

本市の昼夜間人口比率（昼間人口／夜間人口×100）は平成12年時点で101.3であり、昼間人口が夜間人口を若干上回っている。

また、人口密度は1Km²あたり1,627人である。平成17年10月1日現在の札幌市の「市街化区域の面積」は249.30 Km²で総面積の22.2%を占めているにすぎない

が、人口は1,855,480人で、全市の98.6%となっている。したがって、市街化区域に限定した人口密度は1 Km²あたり7,443人となる。

市内の障がい者の数は、以下のとおりである。

身体障がい者

平成16年度末

総数		視覚障がい		聴覚又は平衡機能障がい		音声・言語機能障がい		肢体不自由		内部障がい		
総数	18歳未満	18歳以上	18歳未満	18歳以上	18歳未満	18歳以上	18歳未満	18歳以上	18歳未満	18歳以上	18歳未満	18歳以上
71,269	1,717	69,552	42	4,507	253	5,307	9	767	1,040	40,222	373	18,749

知的障がい者

総数			A		B (B - 含む)	
総数	18歳未満	18歳以上	18歳未満	18歳以上	18歳未満	18歳以上
8,750	2,494	6,256	1,046	3,006	1,448	3,250

A、B、B - は重度による

精神障がい者

総数	1級	2級	3級
8,001	666	5,165	2,170

1,2,3級は重度による さっぽろ統計情報より抜粋

(2) 市内集客施設、開発等の状況

大規模集客施設等

J R 札幌駅や地下鉄大通駅などの駅ターミナルのほかに、札幌ドーム、厚別競技場及び札幌コンサートホール Kitara などの観覧場、並びにコンベンションセンター及びサッポロファクトリーなどの大規模集客施設等があり、不特定多数の人々が利用している。

また、市内には J R タワーや地下街(ポールタウン、オーロラタウン)があり、毎日不特定多数の人々が、ショッピング・飲食・娯楽等に訪れ、または通路として利用している。

市街地開発の状況

整備促進地区として 15 地区、再開発促進地区として 8 地区を指定し、都心ブロック、拠点形成ブロック、都心周辺及び地下鉄沿線等ブロック、居住環境更新ブロックに分けて、多拠点型の都市構造により、北海道の中心都市としてのまちづくりを推進している。

札幌市政概要より抜粋

(3) 交通

道路の位置等

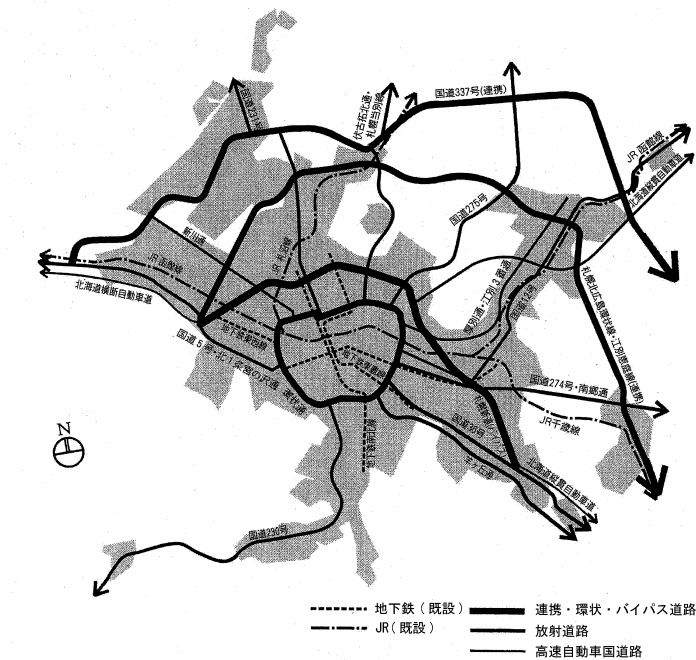
市内の自転車歩行者専用道路等を除く道路延長は平成 18 年度 4 月現在、5,568.7km (高速自動車道を含む) で、道路種別で見ると国道 190.5km、道道

238.0km、市道 5,140.2km である。市内の道路は、一般的に災害時の緊急輸送路としての有効性は高いが、冬季の場合、積雪による通行障害などの発生が懸念される。

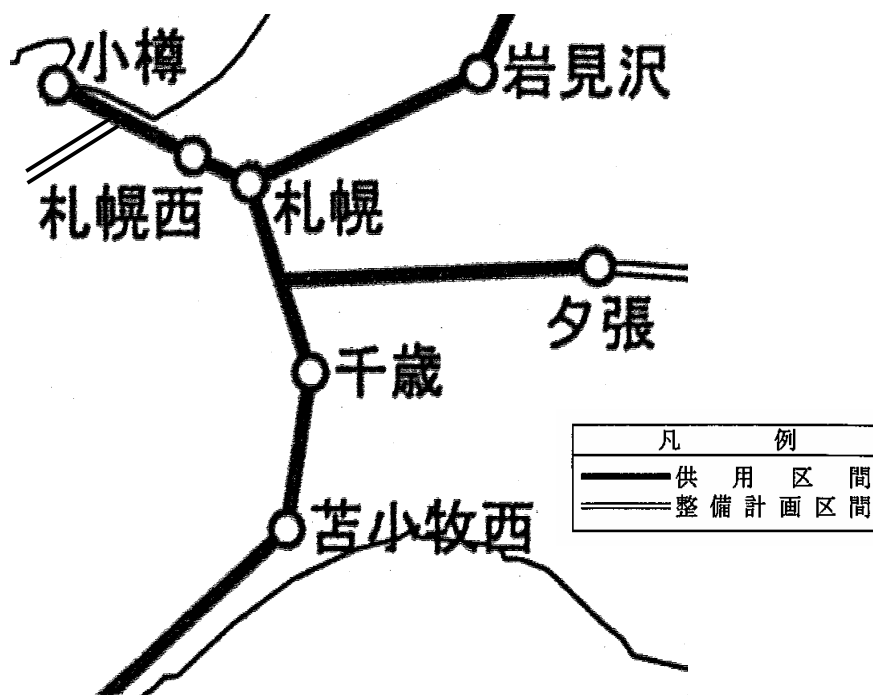
また、高速自動車国道は北海道横断自動車道、北海道縦断自動車道を併せて 38.2km となっている。

幹線的な道路のうち、主なものは、2 連携 1 環状 1 バイパス 11 放射道路により、構成されている。

交通ネットワーク体系図
〔2 連携 1 環状 1 バイパス 11 放射〕



高速自動車国道網図



鉄道の位置等

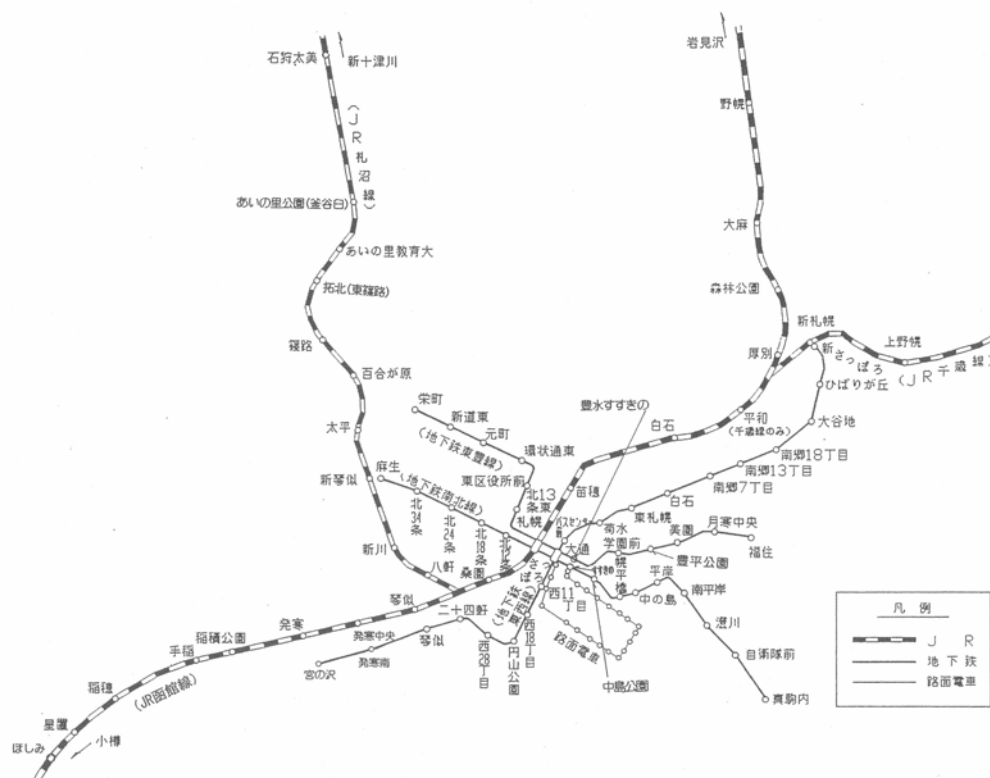
市内の鉄道は、函館本線、札沼線、千歳線のJR 3路線 50.6km、札幌市営地下鉄 3路線（南北線、東西線、東豊線）48.0km、路面電車 1路線 8.5kmである。

JR札幌駅の乗降客数（1日平均）は、165,054人（平成16年統計）で、地下鉄大通駅（南北線、東西線、東豊線の合計）の乗車人員数（1日平均）は、85,316人となっている。

路面電車は西4丁目 - すずきの間の1系統で、1日平均の乗車人員は約2万人である。

札幌市の都市交通データブックより抜粋

大量公共輸送機関網図



空港

市内にある丘珠空港は、札幌と函館や釧路など道内5地域とを結ぶ民間定期便の道内拠点空港として、さらには、防災監視、報道取材等を行う小型機の基地としての機能を果たしている。定期便の乗降客数は、平成16年度で約37万人となっている。

また、市に隣接する千歳市には新千歳空港があり、北海道の空の玄関として昭和63年7月に開港し、札幌市民はもとより北海道を訪れる人々にとっても重要な交通施設となっている。

同空港の年間乗降客数は、国内第3位の約1,770万人（国内第1位は羽田空港の約6,250万人）で、2つの3,000m滑走路を有するわが国の拠点空港の一つである。また、国内初の24時間運用を実現し（平成6年）、国際定期便

10 路線が就航するなど、国際拠点空港化が図られている。

札幌市政概要より抜粋

(4) 学校

市内には学校が多数あり、学生数も道内で最も多い。また、平成 17 年 5 月 1 日現在の外国人留学生数は 1,131 人である。

市内の学校及び学生数は、以下のとおりである。

種別	市内の学校	市内の学校の 内、市立の数	学生数
幼稚園	151 園	17 園	26,882 人
小学校	211 校	209 校	96,167 人
中学校	108 校	100 校	51,084 人
高等学校	55 校	8 校	51,728 人
高等専門学校	1 校	1 校	367 人
短期大学	9 校	-	5,065 人
大学	12 校	-	50,783 人
盲・聾・養護学校	13 校	4 校	1,316 人
専修学校	84 校	1 校	24,357 人
各種学校	31 校	-	3,757 人

2005/5/1 現在（通信制高校は含まない。）

札幌市立大学	1 校	2 学部	163 人
--------	-----	------	-------

2006/5/1 現在

さっぽろ統計情報より抜粋

(5) 観光

平成 17 年中の観光客入り込み客数は約 1,332 万 3 千人であり、道内客が 55.6 %、道外客は 44.4% である。また、日帰り客が 51.3% で宿泊客は 48.7% と約半数ずつとなっている。

交通機関別の入り込み状況では、乗用車による入り込みが、49.6% と全体の約半数を占めている。

市内で行われる主なイベントは以下のとおりである。

イベント名	開催時期	観光客数	会場等情報
さっぽろ雪まつり	毎年2月上旬	198万人	大通、すすきの、さくらんどの3会場
YOSAKOI ソーラン祭り	毎年6月上旬	186万人	大通公園を始めとする市内25会場
さっぽろ夏まつり	毎年7月20日 - 8月20日頃	8.4万人	大通公園の他、狸まつり、すすきのまつり、定山溪かっぱまつり等を含む
さっぽろライラックまつり	毎年5月20日 前後	34.6万人	大通公園西4～7丁目
さっぽろ菊まつり	毎年11月3日 を含む数日	140万人	さっぽろ地下街、地下鉄大通駅コンコース
さっぽろホワイトイルミネーション	毎年11月下旬 - 2月上旬	-	大通公園会場、駅前通り会場

: 盆踊り参加人数
札幌の観光より抜粋

第5章 市国民保護計画が対象とする事態

市国民保護計画においては、基本指針及び道国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急処理事態を対象とする。

1 武力攻撃事態

市国民保護計画においては、基本指針及び道国民保護計画に基づき、武力攻撃事態として、以下に掲げる4類型を対象として想定する。

(1) 着上陸侵攻

特徴

ア 一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともに、その期間も比較的長期に及ぶことが予想される。また、相手国による船舶、戦闘機の集結の状況、我が国へ侵攻する船舶等の方向等を勘案して、武力攻撃予測事態において住民の避難を行うことも想定される。

イ 船舶により上陸を行う場合は、上陸用の小型船舶等が接岸容易な地形を有する沿岸部が当初の侵攻目標となりやすいと考えられる。

ウ 航空機により侵攻部隊を投入する場合には、大型の輸送機が離着陸可能な空港が存在する地域が目標となる可能性が高く、当該空港が上陸用の小型船舶等の接岸容易な地域と近接している場合には、特に目標となりやすいと考えられる。

エ 主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生が想定される。

留意点

事前の準備が可能であり、戦闘が予想される地域から先行して避難させるとともに、広域避難が必要となる。広範囲にわたる武力攻撃災害が想定され、武力攻撃が終結した後の復旧が重要な課題となる。

(2) ゲリラや特殊部隊による攻撃

特徴

ア 警察、自衛隊等による監視活動等により、その兆候の早期発見に努めることとなるが、相手もその行動を秘匿するためあらゆる手段を使用することが想定されることから、事前にその活動を予測あるいは察知できず突発的に被害が生ずることも考えられる。そのため、都市部の政治経済の中核、鉄道、橋りょう、ダム、危険物資等の取扱所などに対する注意が必要である。

イ 少人数のグループにより行われるため使用可能な武器も限定されることから、主な被害は施設の破壊等が考えられる。したがって、被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっ

ては、二次被害の発生も想定され、たとえばダムなどが攻撃された場合には被害の範囲が拡大するおそれがある。また、ダーティーボムが使用される場合がある。

留意点

ゲリラや特殊部隊の危害が住民に及ぶおそれがある地域においては、市は、道警察及び自衛隊等と連携し、武力攻撃の態様に応じて、攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後、関係機関が安全の措置を講じつつ適当な避難地に移動させる等適切な対応を行う。事態の状況により、知事の緊急通報の発令、市長又は知事の退避の指示又は警戒区域の設定など、時宜に応じた措置を行うことが必要である。

(3) 弾道ミサイル攻撃

特徴

ア 発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。さらに、極めて短時間で我が国に着弾することが予想され、弾頭の種類（通常弾頭又はNBC弾頭）を着弾前に特定することは困難であるとともに、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる。

イ 通常弾頭の場合にはNBC弾頭の場合と比較して被害は局限され、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。

留意点

弾道ミサイルは発射後短時間で着弾することが予想されるため、迅速な情報伝達と適切な対応によって被害を局限化することが重要であり、屋内への避難や消火活動が中心となる。

(4) 航空攻撃

特徴

ア 弾道ミサイル攻撃の場合に比べ、その兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また、攻撃目標を特定することが困難である。

イ 航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるが、その威力を最大限に発揮することを相手国が意図すれば、都市部が主要な目標となることも想定される。また、ライフライン等のインフラ施設が目標となることもあり得る。

ウ なお、航空攻撃は、その意図が達成されるまで繰り返し行われることも考えられる。

エ 通常弾頭の場合には、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。

留意点

攻撃目標を早期に判定することは困難であることから、攻撃の目標地を限定せずに屋内への避難等の避難措置を広範囲に指示する必要がある。

なお、生活関連等施設に対する攻撃のおそれがある場合は、周辺の地域に著しい被害を生じさせ被害が拡大するおそれがあるため、当該生活関連等施設の安全確保、武力攻撃災害の発生・拡大の防止等の措置を実施する必要がある。

2 緊急処理事態

市国民保護計画においては、基本指針及び道国民保護計画に基づき、緊急処理事態として、以下に掲げる事態例を対象として想定する。

(1) 攻撃対象施設等による分類

危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態

ア 事態例

(ア) 可燃性ガス貯蔵施設等の爆破

(イ) ダムの破壊

イ 被害の概要

(ア) 可燃性ガス貯蔵施設が攻撃を受けた場合の主な被害

爆発及び火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生じる。

(イ) ダムが破壊された場合の主な被害

ダムが破壊された場合には下流に及ぼす被害は多大なものとなる。

多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

ア 事態例

(ア) 大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破

(イ) 列車等の爆破

イ 被害の概要

大規模集客施設、ターミナル駅等で爆破が行われた場合、爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合には人的被害が多大なものとなる。

(2) 攻撃手段による分類

多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態

ア 事態例

(ア) ダーティーボム等の爆発による放射能の拡散

(イ) 炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布

(ウ) 市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布

(エ) 水源地に対する毒素等の混入

イ 被害の概要

(ア) 放射性物質等

ダーティーボムの爆発による被害は、爆弾の破片及び飛び散った物体による被害並びに熱及び炎による被害等である。ダーティーボムの放射線によって正常な細胞機能がかく乱されると、後年、ガンを発症することもある。

小型核爆弾による被害は、当初は主に核爆発に伴う熱線による熱傷、その後は放射性降下物や中性子誘導放射能による放射線障害等である。

(イ) 生物剤（毒素を含む）による攻撃

生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また発症す

るまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには既に被害が拡大している可能性がある

毒素の特徴については、化学剤の特徴と類似している。

(ウ) 化学剤による攻撃

一般に化学剤は、地形や気象等の影響を受けて風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をほうのように広がる。また、特有のにおいがあるもの、無臭のもの等、その性質は化学剤の種類によって異なる。

破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態

ア 事態例

(ア) 航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ

(イ) 弾道ミサイル等の飛来

イ 被害の概要

主な被害は施設の破壊に伴う人的被害であり、施設の規模によって被害の大きさが変わる。

攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺への被害も予想され、爆発、火災等の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。

第2編 平素からの備えや予防

第1章 組織・体制の整備等

第1 組織及び体制の整備

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するための、組織及び体制、職員の配置及び所掌事務等の整備を図る必要があることから、以下のとおり、各局区の平素の業務、職員の参集基準等について定める。

1 各局区における平素の業務（各局区）

市の各局区は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備に係る業務を行う。

市の各局区における平素の業務

局 区 名	平 素 の 業 務
危機管理対策室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国民の保護に関する総合調整に関すること ・ 国民保護協議会の運営に関すること ・ 市国民保護計画に関すること ・ 初動体制や職員の参集基準の整備に関すること ・ 通信体制の整備に関すること ・ 避難施設の指定に関すること ・ 警報の伝達、避難指示の伝達及び緊急通報の伝達の整備に関すること ・ 国民保護に関する情報の収集に関すること ・ 道、指定地方行政機関、指定地方公共機関等との連絡調整に関すること ・ 国民の権利権益の救済に関すること ・ 赤十字標章等及び特殊標章等に関すること ・ 研修及び訓練に関すること ・ 国民保護に関する啓発に関すること ・ 物資及び資機材の備蓄等に関すること ・ 安否情報の収集、提供体制の整備に関すること ・ 被災情報の収集、体制の整備に関すること ・ 生活関連等施設の総括に関すること ・ 自主防災組織等への支援に関すること ・ その他各局区に属さない国民保護措置等に関すること など
会計室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国民保護措置の実施に要する費用の出納に関すること ・ 関係金融機関等との連絡調整に関すること など

総務局・市政推進室	<ul style="list-style-type: none"> ・報道機関との連絡調整に関すること ・国民保護に係る広報及び広聴の総合調整に関すること ・各国大使館等との連絡及び調整に関すること ・国民保護に係る中央関係機関との連絡調整に関すること など
市民まちづくり局	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民組織等との連携協力体制の調整に関すること ・労働団体との連絡調整に関すること ・日本赤十字社北海道支部との連絡調整に関すること など
財政局	<ul style="list-style-type: none"> ・国民保護対策予算その他財政に関すること ・被災者に対する市税の減免及び徴収猶予に関すること など
保健福祉局	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関等との連絡調整及びこれらに対する支援の要請に関すること ・ボランティア団体等の受入れ及び配置計画に関すること ・高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制の整備に関すること ・所管施設の整備に関すること ・死体の処理並びに火葬及び埋葬に係る調整に関すること など
子ども未来局	<ul style="list-style-type: none"> ・所管施設の整備に関すること など
環境局	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の処理に関すること など
経済局	<ul style="list-style-type: none"> ・商工団体等との連絡調整に関すること ・緊急生活物資等の調達及び輸送に関すること など
観光文化局	<ul style="list-style-type: none"> ・観光及び文化に関すること など
建設局	<ul style="list-style-type: none"> ・道路、河川等の被災対策の総合調整に関すること ・下水道施設の整備に関すること など
都市局	<ul style="list-style-type: none"> ・市営住宅の整備に関すること ・応急仮設住宅に関すること ・被災建物の危険度判定等に関すること など
交通局	<ul style="list-style-type: none"> ・所管する車両及び施設の整備に関すること ・乗客の避難誘導に関すること など
水道局	<ul style="list-style-type: none"> ・水の安定供給に関すること ・応急給水に関すること ・所管施設の保全及び復旧に関すること など
病院局	<ul style="list-style-type: none"> ・国民保護措置に係る医療に関すること など
消防局	<ul style="list-style-type: none"> ・消火・救助・救急活動体制に関すること ・消防団に関すること など
各区	<ul style="list-style-type: none"> ・警報の伝達の整備に関すること ・避難誘導體制の整備に関すること ・被災及び安否情報の収集体制の整備に関すること ・自主防災組織、地域住民組織等との協力体制の整備 ・その他国民保護措置に関すること など

教育委員会	・ 所管施設の整備に関すること ・ 所管施設の避難場所としての整備に関すること など
選挙管理委員会事務局 人事委員会事務局 監査事務局 農業委員会事務局 議会事務局	・ 緊急応援に関すること など

2 職員の参集基準等 (各局区)

(1) 職員の迅速な参集体制の整備

市は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員が迅速に参集できる体制を整備する。

(2) 24時間即応体制の確立

市は、武力攻撃事態等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、既存の災害対応の体制等を活用して24時間即応可能な体制を確保する。

なお、市民からの通報に備え、以下の防災に係る連絡体制についても活用する。

消防局との連携

危機管理対策室は、24時間体制で対応している「指令情報センター」と連携し、国民保護に関する情報収集・伝達の24時間体制を確保する。また、消防局は、武力攻撃事態等に関する情報を入手した場合には、直ちに危機管理対策室等へ連絡することとし、情報の共有化と初動体制の強化を図る。

なお、情報の入手時が夜間・休日の場合には、防災に係る連絡体制に準じて、危機管理対策室担当課長等の携帯電話等にすみやかに連絡する。この場合、危機管理対策室が必要と認めたときは、防災に係る連絡体制に準じて、各局区の危機管理担当課長及び係長へ消防局の「指令情報センター」から一斉に緊急な情報を伝達する。

総務局との連携

危機管理対策室は当直体制をとっている「防災センター」と連携し、夜間・休日等に武力攻撃事態等に関する情報を入手した場合には、直ちに危機管理対策室担当課長等に連絡することとする。

(3) 市の体制及び職員の参集基準等

市は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、下記の体制を整備するとともに、その参集基準を定める。

その際、市長を常時補佐できる体制を整備する。

【職員参集基準】

	体制	参集職員	基準	
事態認定前	情報連絡室体制	危機管理対策室職員が参集	市の全局区での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	
	緊急事態連絡室体制	市国民保護対策本部体制に準じて参集	市の全局区での対応が必要な場合(事態認定につながる可能性がある事態が発生した場合、又は、そのような事態が発生する恐れがあるとの通報又は通知を受けた場合)	
	市災害対策本部及び緊急災害対策実施本部体制	市地域防災計画による。	多数の死傷者が発生し、又は発生する可能性がある場合	
事態認定後	情報連絡室体制	危機管理対策室職員が参集	市国民保護対策本部設置の通知がない場合	市の全局区での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合
	緊急事態連絡室体制	市国民保護対策本部体制に準じて参集		市の全局区での対応が必要な場合
	市国民保護対策本部体制	全ての市職員が各職場に参集	市国民保護対策本部設置の通知を受けた場合	

(注) 事態が緊急処理事態と認定された場合には、上表の「国民保護対策本部」は「緊急処理事態対策本部」と読み替えるものとする。

(4) 幹部職員等への連絡手段の確保

市の幹部職員及び危機管理担当職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話等を携行し、電話・メール等による連絡手段を確保する。

また、各局区は、職員への連絡手段を確保する。

(5) 幹部職員等の参集が困難な場合の対応

市の幹部職員及び危機管理担当職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

なお、市長（市国民保護対策本部長（以下「市対策本部長」という。））の代替職員は、以下のとおりとする。

【市対策本部長の代替職員】

名称	代替職員（第1順位）	代替職員（第2順位）
市長 （市対策本部長）	副市長 （市対策副本部長）	危機管理対策室長 （市対策本部事務局長）

(6) 職員の所掌事務

市は、(3)に示す体制ごとに、参集した職員の行うべき所掌事務を定める。

(7) 交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用し、市国民保護対策本部（以下「市対策本部」という。）を設置した場合においてその機能が確保されるよう、以下の項目について定める。

交代要員の確保その他職員の配置

食料、燃料等の備蓄

自家発電設備の確保

仮眠設備等の確保 等

3 消防局及び消防団（以下、「消防局等」という。）の体制（消防局）

(1) 消防局における体制

消防局は、既存の災害対応における初動体制や職員（消防団員を含む。）の参集基準に準じ、国民保護措置が実施できる体制を整備する。

(2) 消防団の充実・活性化の推進等

市は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、道と連携し、地域住民の消防団への入団促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備等の取り組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、市は、道と連携し、消防団員に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

4 国民の権利利益の救済に係る手続等 (各局区)

(1) 国民の権利利益の迅速な救済

市は、武力攻撃事態等の認定があった場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、国民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設する。なお、手続に関しては以下の手続項目ごとに、それぞれの国民保護措置を実施した各局区が担当するものとし、危機管理対策室及び総務局のほか、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

区分	救済にかかわる手続項目
損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の収用に関すること(法第81条第2項)
	特定物資の保管命令に関すること(法第81条第3項)
	土地等の使用に関すること(法第82条)
	応急公用負担に関すること(法第113条第1項・5項)
実費弁償 (法第159条第2項)	医療の実施の要請等に関すること(法第85条第1項・2項)
損害補償 (法第160条)	国民への協力要請によるもの (法第70条第1・3項、80条第1項、115条第1項、123条第1項)
	医療の実施の要請等によるもの(法第85条第1項・2項)
不服申立てに関すること(法第6条、175条)	
訴訟に関すること(法第6条、175条)	

(2) 国民の権利利益に関する文書の保存

市は、国民の権利利益の救済の手続に関連する文書(公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等)を、札幌市公文書管理規則等の定めるところにより、適切に保存する。また、国民の権利利益の救済を確実にを行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

市は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

第2 関係機関との連携体制の整備

市は、国民保護措置を実施するに当たり、国、道、他の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、以下のとおり、関係機関との連携体制整備のあり方について定める。

1 基本的考え方（各局区）

(1) 防災のための連携体制の活用

市は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

(2) 関係機関の計画との整合性の確保

市は、国、道、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

(3) 関係機関相互の意思疎通

市は、個別の課題に関して関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図り、人的なネットワークを構築する。この場合において、市は、市国民保護協議会等を活用すること等により、関係機関の積極的な参加が得られるように留意する。

2 国の機関との連携（危機管理対策室）

(1) 指定地方行政機関との連携

市は、国民保護措置が円滑に実施されるよう、指定地方行政機関との連携を図る。

(2) 自衛隊との連携

市は、自衛隊による国民保護派遣が円滑に行われるよう、自衛隊との連携を図る。

3 道との連携（危機管理対策室、建設局、関係局）

(1) 道の連絡先の把握等

市は、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、緊急時に連絡すべき道の連絡先及び担当部署（担当部局名、所在地、電話（FAX）番号、メールアドレス等）について把握するとともに、定期的に更新を行う。

(2) 道との情報共有

市は、警報の内容、経路や運送手段等の避難、救援の方法等に関し、道との間で緊密な情報の共有を図る。

(3) 市国民保護計画の道への協議

市は、道との国民保護計画の協議を通じて、道の行う国民保護措置と市の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

(4) 道警察との連携

市長は、自らが管理する道路について、武力攻撃事態において、交通規制に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、道警察と必要な連携を図る。

4 他市町村との連携 (危機管理対策室、消防局、関係局)

(1) 市町村との連携

市は、他市町村の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、他市町村相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、防災に関し締結されている政令指定都市及び他市町村間の相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における市町村相互間の連携を図る。

(2) 消防機関の連携体制の整備

市は、消火・救助・救急活動等が円滑に行われるよう、既存の北海道広域消防相互応援協定について必要に応じて見直しを行う等により、武力攻撃災害の防御活動等における連携強化を図る。

5 指定公共機関等との連携 (危機管理対策室、保健福祉局、経済局、消防局)

(1) 指定公共機関等の連絡先の把握

市は、区域内の指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関等の連絡先、担当部署等について最新の情報を常に把握しておく。

(2) 医療機関との連携

市は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう、市災害時基幹病院及び医師会等との連絡体制を確認するとともに平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう(財)日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。

(3) 関係機関との協定の締結等

市は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の輸送等について必要な協

力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

また、市は、区域内の事業所における防災対策への取り組みに支援を行うとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

なお、関係機関との協定一覧については、「資料編」に記載する。

6 自主防災組織、ボランティア団体等に対する支援(危機管理対策室、市民まちづくり局、保健福祉局、消防局、区、関係局)

(1) 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織や住民組織等の防災リーダー等に対する研修等を通じて国民保護措置の周知及び自主防災組織等の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織等相互間、消防団及び市等との間の連携が図られるよう配慮する。また、国民保護措置についての訓練の実施を促進し、自主防災組織等が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図るよう努める。

(2) 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援

市は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社北海道支部、社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るよう努める。

第3 通信の確保

武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、情報通信手段の確保が重要である。

このため、市は、災害時等における非常通信体制や情報通信手段の整備に関し、以下のとおり定める。

(各局区)

(1) 非常通信体制の整備

市は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成された北海道地方非常通信協議会との連携に十分配慮する。

(2) 非常通信体制の確保

市は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実にを行うため、情報伝達ルートが多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、自然災害時における体制を活用し、情報収集、連絡体制の整備に努める。

第4 情報収集・提供等の体制整備

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の通知及び伝達、安否情報の収集・整理等、被災情報の収集・報告を行うため、情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方 (各局区)

(1) 情報収集・提供のための体制の整備

市は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等の収集及び整理を行い、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

(2) 体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、非常通信体制を確保し、効率的な情報の収集、整理及び提供を行う。その際には、以下の事項に十分留意し、その運用・管理、整備等を行う。

施設 ・ 設 備 面	・非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。
	・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）、障害発生時における関連機器装置の二重化等の情報収集体制の整備を図る。
	・無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。
	・被災現場の状況をヘリコプターテレビ電送システム等により収集し、道対策本部等に伝送する画像伝送無線システムを定期的に総点検する。
	・武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。
運 用 面	・夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。
	・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。
	・通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。
	・無線通信系の通信輻輳時の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で防災行政無線及び消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。
	・電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。
	・担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、担当職員が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職

員が代行できるような体制の構築を図る。

・国民に情報を提供するに当たっては、報道機関、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障がい者、外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても、その特質に応じ情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。

(3) 情報の共有

市は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティー等に留意しながらデータベース化等に努める。

2 警報等の伝達に必要な準備（危機管理対策室、総務局、市民まちづくり局、保健福祉局、消防局、区、関係局）

(1) 警報の伝達体制の整備

市は、知事から警報の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、住民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。この場合において、民生委員や社会福祉協議会、高齢者や障がい者等を代表する団体、また、国際交流や観光を促進している団体等との協力体制を構築するなど、高齢者、障がい者、外国人及び観光客等に対し、その特質に応じた伝達に配慮する。

警報については、国及び道からの通知に基づいて、指定公共機関及び指定地方公共機関である報道機関からテレビやラジオ等により放送が行われることとなるが、市では、広報車両等やホームページ等を活用した伝達にも努めることとする。

(2) 防災行政無線の整備

市は、武力攻撃事態等における迅速な警報の伝達等に必要となる防災行政無線の整備に努めるとともに、国が研究開発を行っている警報伝達システムの整備状況を視野に入れつつ通信体制の充実に努める。

(3) 道警察との連携

市は、武力攻撃事態等において、住民に対する警報の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、道警察との協力体制を構築する。また、必要に応じて第一管区海上保安本部との協力体制を構築する。

(4) 国民保護に係るサイレンの住民への周知

国民保護に係るサイレン音（「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月6日付消防運第17号国民保護運用室長通知）については、訓練等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図る。

(5) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

市は、道から警報の通知を受けたときに市長が迅速に警報の伝達を行うこととな

る区域内に所在する学校、病院、駅、空港、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設について、道との役割分担も考慮して定める。

(6) 民間事業者からの協力の確保

市は、道と連携して、特に昼間人口の多い地域における「共助」の活動の実施が期待される民間事業者が、警報の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、各種の取り組みを推進する。

その際、先進的な事業者の取り組みをPRすること等により、協力が得られやすくなるような環境の整備に努める。

3 安否情報の収集、整理、報告及び提供に必要な準備 (各局区)

(1) 安否情報の種類、収集及び報告

市が収集する避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報は下表のとおりである。また、市長は、収集した安否情報を武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（平成17年総務省令第44号。以下「安否情報省令」という。）に規定する様式（資料編を参照）により、知事に報告する。

【収集・報告すべき情報】

1 避難住民（負傷した住民も同様）
氏名
フリガナ
出生の年月日
男女の別
住所
国籍
～ のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）
負傷（疾病）の該当
負傷又は疾病の状況
現在の住所
連絡先その他必要情報
親族・同居者への回答の希望
知人への回答の希望
親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表の同意
2 死亡住民
（上記 ～ に加えて）
死亡の日時、場所及び状況

遺体が安置されている場所 連絡先その他必要情報 ~ 、 ~ の親族・同居者・知人以外の者への回答の同意

(2) 安否情報収集等のための体制整備

市は、収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、あらかじめ、市における安否情報の整理担当者及び安否情報の回答責任者等を定めるとともに、職員に対し、必要な研修・訓練を行う。また、道の安否情報収集体制（担当の配置や収集方法・収集先等）の確認を行う。

【安否情報の収集における主な役割分担】

危機管理対策室	安否情報の集約・取りまとめ・整理、道への報告
総務局	市職員の安否情報の確認、報道機関との連絡調整
保健福祉局	医療機関・社会福祉施設等に関する情報収集
子ども未来局	保育園等に関する情報収集
交通局	地下鉄施設等に関する情報収集
病院局	市立病院等に関する情報収集
消防局	消火・救助・救急活動に関する情報収集
区	避難場所等に関する情報収集
教育委員会	市立学校に関する情報収集
その他	所管施設等に関する情報収集

(3) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

市は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関をあらかじめ把握する。

4 被災情報の収集・報告に必要な準備 （各局区）

(1) 情報収集・連絡体制の整備

市は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当を定めるとともに、必要な体制の整備を図る（被災情報の様式は資料編を参照）。

(2) 担当者の育成

市は、あらかじめ定められた情報収集・連絡に当たる担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう研修や訓練を通じ担当者の育成に努める。

第5 研修及び訓練

市職員は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて国民保護措置に係る対応能力の向上に努める必要がある。このため、市における研修及び訓練のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 研修（危機管理対策室、総務局、消防局、関係局区）

(1) 研修機関における研修の活用

市は、国民保護の知見を有する職員を育成するため、消防大学校、市町村職員中央研修所、道消防学校等の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

(2) 職員等の研修機会の確保

市は、職員に対して、国、道等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行う。

また、道と連携し、消防団員及び自主防災組織のリーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト、e - ラーニング等も活用するなど多様な方法により研修を行う。

(3) 外部有識者等による研修

市は、職員等の研修の実施に当たっては、防災関係機関の職員や学識経験者等を講師に招くなど外部の人材についても積極的に活用する。

2 訓練（危機管理対策室、関係局区）

(1) 市における訓練の実施

市は、国、道、他市町村等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、防災関係機関等との連携を図る。

(2) 訓練の形態及び項目

市が訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施する。

市対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び市対策本部設置運営訓練

警報・避難の指示等の内容の伝達訓練及び被災情報・安否情報に係る情報収集訓練

避難誘導訓練及び救援訓練 など

(3) 訓練に当たっての留意事項

国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。

国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、町内会・自治会の協力を求めるとともに、特に高齢者、障がい者、外国人その他特に配慮を要する者について、その特質に応じた確かな対応が図られるよう留意する。

訓練実施時は、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、国民保護計画の見直し作業等に反映する。

市は、町内会・自治会や自主防災組織などと連携し、住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。なお、この場合、住民の訓練への参加は、自発的な意思によるものであって、強制にわたることがあってはならない。

市は、道と連携し、学校、病院、駅、空港、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、火災や地震等の計画及びマニュアル等に準じて警報の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。

市は、地理的特性に応じた避難、救援等の国民保護措置を適切に行うため、冬期間などの訓練の実施について検討する。

市は、道警察と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。

第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する備え

第1 避難に関する備え

市長は、知事から市域内の住民に対する避難の指示の通知を受けたときは、住民等に対して避難の指示の伝達を行うこと、また、本市は大都市特例により自ら避難施設の指定を行うことから、避難に関する平素からの備えに必要な事項について、以下のとおり定める（通信の確保、情報収集・提供体制など既に記載しているものを除く。）

1 避難に関する基本的事項（危機管理対策室、保健福祉局、子ども未来局、建設局、教育委員会、区、関係局）

(1) 基礎的資料の準備

市は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、必要な基礎的資料を収集し随時更新する。

また、本市は積雪寒冷地であるため、積雪により道路が寸断され、場合によっては一部地域が孤立する状況が生じるおそれがあることにかんがみ、道路の除雪や閉鎖状況等の照会先や冬季における交通機関の輸送体制等の把握については特に留意する。

なお、市が集約・整理すべき基礎的資料は概ね以下のとおりである。

ア 地図

- ・ 地形図
- ・ 住宅地図

イ 人口分布

- ・ 夜間人口、世帯数
- ・ 昼間人口
- ・ 地域国籍別外国人登録人口

ウ 輸送網・輸送力

- ・ 道路網図
- ・ 緊急輸送路路線図
- ・ 鉄道輸送力
- ・ 空港
- ・ ヘリポート

エ 避難施設

オ 生活関連等施設等

カ 関係機関

(2) 隣接する市町村との連携の確保

市は、市の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する市町村と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

(3) 高齢者、障がい者、外国人等災害時要援護者への配慮

市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障がい者、外国人等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として今後作成する避難支援プランを活用しつつ、災害時要援護者それぞれの特質に応じ避難対策を講じる。

(4) 民間事業者からの協力の確保

市は、避難住民の誘導時における民間事業者の協力の重要性にかんがみ、平素から、これら企業の協力が得られるよう、連携・協力の関係を構築しておく。

(5) 学校や事業所との連携

市は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合には、事業所単位により集団で避難することを踏まえて、平素から各事業所における避難のあり方について、意見交換や避難訓練等を通じて対応を確認する。

2 避難実施要領のパターンの作成（危機管理対策室）

市は、関係機関（道、道警察、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、季節の別（特に冬期間の避難方法）、観光客や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況等について配慮し、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。

この場合において、高齢者、障がい者、外国人その他自ら避難することが困難な者については、その特質に応じ避難方法等に配慮する。

3 避難施設の指定（危機管理対策室、環境局、都市局、教育委員会、区、関係局）

(1) 避難施設の指定の考え方

市長は、区域の人口、防災のための避難場所の指定状況等地域の実情を踏まえ、道と連携し避難施設の指定を行う。

避難施設の指定の際には、その指定に関する考え方や手続きなどに関して整合性が確保されるよう道との連携を図る。

(2) 避難施設の指定に当たっての留意事項

避難場所として学校、公民館、体育館等の施設を指定するほか、応急仮設住宅等の建設用地、救援の実施場所、避難の際の一時集合場所として公園、広場、駐車場等の施設を指定するよう配慮する。

爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な避難場所としてコンクリ

ート造り等の堅ろうな建築物を指定するよう配慮する。

一定の地域に避難施設が偏ることのないよう指定するとともに、できるだけ多くの施設の確保に努めるよう配慮する。

危険物質等の取扱所に隣接した場所、急傾斜地等に立地する施設は避難施設として指定しないよう配慮する。

物資等の搬入・搬出及び避難住民の出入りに適した構造を有するとともに、避難住民等の受入れまたは救援を行うことが可能な構造及び設備を有する施設を指定するよう配慮する。

車両等による物資の供給や避難が比較的容易な場所にある施設を指定するよう配慮する。

避難時期や避難の長期化により冬季において使用することも想定されるため、除雪体制や暖房設備が整備されている施設を指定するよう配慮する。

(3) 避難施設の指定手続

市長は、避難施設を指定する場合には、施設管理者の同意を文書等により確認する。

また、避難施設として指定したとき及び指定を解除したときは、その旨をその施設管理者に対し文書等により通知する。

(4) 避難施設の指定の報告

市長は、避難施設を指定したとき及び指定を解除したときには、知事に報告する。

(5) 避難施設の廃止、用途変更等

市長は、避難施設として指定を受けた施設の管理者に対し、当該施設の廃止又は用途の変更等により、当該施設の避難住民等の受入れ又は救援の用に供すべき部分の総面積の十分の一以上の面積の増減を伴う変更を加えようとするときは、市に届け出るよう周知する。

(6) 避難施設データベースの共有化

市長は、避難施設の指定後は、国の定める避難施設について把握しておくべき標準的な項目に従って、避難施設の情報を整理するとともに、全国的な共有化（避難施設のデータベース化）を図るため、避難施設の情報を知事に報告する。また、避難施設の変更があった場合は、定期的に知事へ報告する。

(7) 住民に対する情報提供

市長は、住民に対し、避難施設の場所、連絡先等住民が迅速に避難を行うために必要な情報を周知する。

4 運送事業者の輸送力及び輸送施設の把握等 (危機管理対策室、建設局、交通局)

市は、道と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、運送事業者である指定公共機関等やその他の関係機関との協議の上、運送ネットワークの形成に努めながら、避難住民の輸送を実施する体制を整備するよう努める。

特に、冬季の道路においては、積雪により幅員が減少したり、閉鎖となる区間が生じることを踏まえ、冬季における鉄道を活用した輸送の実施体制について検討を行う。

(1) 運送事業者の輸送力の把握

市は、道と連携して、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する国民保護業務計画の内容の確認や、運送事業者や北海道運輸局等からの聞き取り等により、運送事業者の輸送力について把握し、それらの情報を共有する。

(2) 輸送施設に関する情報の把握

市長は、道と連携して、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関、北海道運輸局等の協力を得て、避難住民の輸送を円滑に行う観点から、道路、鉄道等の輸送施設に関する情報について把握し、それらの情報を共有する。

輸送力に関する情報

保有車輛等(鉄道、定期・路線バス、船舶、飛行機等)の数、定員
本社及び支社の所在地、連絡先、連絡方法 など

輸送施設に関する情報

道路 (路線名、起点・終点、車線数、管理者の連絡先など)
鉄道 (路線名、終始点駅名、路線図、管理者の連絡先など)
飛行場 (飛行場名、滑走路の本数、管理者の連絡先など)

(3) 輸送経路の把握等

市は、武力攻撃事態等における避難住民の輸送を円滑に行うため、道と連携し、市域に係る適切な輸送経路の把握に努める。

第2 救援に関する備え

市長は、大都市特例により、国から救援の指示を受けたときは、市長自ら救援措置を行うことから、救援に関する平素からの備えに必要な事項について、以下のとおり定める(通信の確保、情報収集・提供体制など既に記載しているものを除く。)。

1 救援に関する基本的事項（危機管理対策室、保健福祉局、都市局、関係局）

(1) 道との調整

市は、市の行う救援の活動内容について、道との間で情報の共有化を図るとともに、近隣市町村からの避難住民に対する救援に関して、あらかじめ道と調整しておく。

(2) 基礎的資料の準備

市は、道と連携して、救援に関する措置を迅速かつ適切に実施できるようにするため、必要な資料を収集し、随時更新する。

福祉避難所として活用できる社会福祉施設

宿泊施設等並びに長期避難住宅及び応急仮設住宅として活用できる賃貸住宅等

関係医療機関等

備蓄物資

また、本市が積雪寒冷地であることにかんがみ、冬季における救援を考慮して、暖房器具や自家発電機の備蓄状況又は調達体制等の把握については特に留意する。

(3) 電気通信事業者との協議

市長は、避難住民等に対する通信手段の確保に当たって必要な通信設備の臨時の設置に関する条件等について、電気通信事業者と協議を行う。

(4) 医療の要請方法等

市長は、医療関係団体等に対し医療救護班（医師、看護師等で構成する。以下同じ。）の派遣要請など、適切な医療の実施を要請する方法をあらかじめ調整する。

この場合において、国、道及び医療関係団体の協力を得て、NBC攻撃に伴う特殊な医療の実施が可能な医療関係者の把握に努める。

2 物資及び資機材の備蓄（危機管理対策室、保健福祉局、水道局、病院局、消防局、関係局）

(1) 防災のための備蓄との関係

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資機材については、従来の防災のために備えた物資や資機材と共通するものが多い。そのため、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねることができるものについては、札幌市地域防災計画で定めている備蓄品目や備蓄基準を踏まえ、備蓄し、又は調達体制を整備する。

(2) 国民保護措置の実施のために特に必要な物資及び資機材

市は、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品の確保について国及び道の整備の状況等も踏まえ、道と連携しつつ対応する。

【国及び道の役割】

安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされている。また、国民保護措置の実施のために特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされている。

(3) 道との連携

市は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、道と密接に連携して対応する。

また、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置に必要な物資及び資機材を調達することができるよう、他の市町村等や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備する。

3 運送事業者の輸送力及び輸送施設の把握等 (危機管理対策室、建設局、交通局)

本章「第1 避難に関する備え」の「4 運送事業者の輸送力及び輸送施設の把握等」に準じて、市は、道と連携し、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、運送事業者である指定公共機関等やその他の関係機関との協議の上、運送ネットワークの形成に努めながら、緊急物資の輸送を実施する体制を整備するよう努める。

第3 武力攻撃災害への対処に関する備え

武力攻撃災害への対処に関する平素からの備えに関して必要な事項について、以下のとおり定める（通信の確保、情報収集・提供体制など既に記載しているものを除く。）。

1 生活関連等施設の把握等 (関係局区)

(1) 生活関連等施設の把握等

市は、その区域内に所在する生活関連等施設について、道を通じて把握するとともに、道との連絡体制を整備する。

【生活関連等施設の種類及び所管省庁、所管道担当部局】

国民保護法施行令	各号	施設の種類	所管省庁名	所管道担当部局
第27条	1号	発電所、変電所	経済産業省	
	2号	ガス工作物	経済産業省	
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、	厚生労働省	

		配水池		総務部 危機対策局
	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省	
	5号	電気通信事業用交換設備	総務省	
	6号	放送用無線設備	総務省	
	7号	水域施設、係留施設	国土交通省	
	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省	
	9号	ダム	国土交通省 農林水産省	
第28条	1号	危険物	総務省消防庁	
	2号	毒劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省	
	3号	火薬類	経済産業省	
	4号	高压ガス	経済産業省	
	5号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	文部科学省 経済産業省	
	6号	核原料物質	文部科学省 経済産業省	
	7号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	文部科学省	
	8号	毒劇薬（薬事法）	厚生労働省 農林水産省	
	9号	電気工作物内の高压ガス	経済産業省	
	10号	生物剤、毒素	各省庁（主務大臣）	
		11号	毒性物質	経済産業省

(2) 生活関連等施設の安全確保

市は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」（平成17年8月29日閣副安危第364号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官通知。）に基づき、下記 から などに留意しながら、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置について定める。

施設の巡回を実施するなど、自主警戒の強化に努めること
 関係機関との連絡網の構築に努めること
 施設への出入り管理に当たっては、身分確認に努めること など

(3) 市が管理する公共施設等における警戒

市は、その管理に係る公共施設や公共交通機関等について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、道の措置に準じて警戒等の措置を実施する。この場合において、道及び道警察等との連携を図る。

2 市が管理する施設等の整備及び点検等（建設局、水道局、区、関係局）

(1) 施設及び設備の整備及び点検

市は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について、整備や点検を行う。

(2) ライフライン施設の機能の確保

市は、その管理する上下水道施設等のライフライン施設について、自然災害に対する既存の仕組みを活用して、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

(3) 復旧のための各種資料等の整備等

市は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用して整備を行い、その適切な保存を図るよう努める。

第3章 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要があることから、国民保護措置やその実施における基本的人権への配慮に関する啓発や、武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 国民保護措置に関する啓発（危機管理対策室、教育委員会）

(1) 啓発の方法

市は、国及び道と連携しつつ、住民に対し、広報誌、パンフレット、テレビ、ラジオ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置やその実施における基本的人権への配慮の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施する。また、高齢者、障がい者、外国人等に対しては、大きな文字や点字、外国語を使用した広報媒体を使用するなど特質に応じた方法により啓発を行う。

(2) 防災に関する啓発との連携

市は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携しながら住民への啓発を行う。

(3) 学校における教育

市教育委員会は、道教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び安全対応能力育成のため、市立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、基本的人権を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発（危機管理対策室）

市は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市長等に対する通報や不審物等を見つけた場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

また、市は、武力攻撃事態や地域においてテロが発生した場合などに住民がとるべき対処についても、国が作成する各種資料（内閣官房作成の「武力攻撃やテロなどから身を守るために」など）を防災に関する行動マニュアルなどと併せて活用しながら、住民に対し周知するよう努める。

また、市は、日本赤十字社北海道支部、道などとともに、傷病者の応急手当等の知識について普及に努める。

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には、当初、市は、武力攻撃事態等や緊急対処事態の認定が行われる前の段階においても、住民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となる。

また、他の市町村において武力攻撃の被害が発生している場合や何らかの形で武力攻撃の兆候に関する情報が提供された場合においても、事案発生時に迅速に対応できるよう、即応体制を強化しておくことが必要である。

このため、そのような事態において初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行っていくことの重要性にかんがみ、市の初動体制について、以下のとおり定める。

1 事態認定前における初動措置（各局区）

事態の発生当初は、その事態が何に起因するものなのか、また、その態様や被害の規模等の詳細が不明であることが多い。このため、事態に関する詳細な情報が把握されていない段階で、住民の避難や災害の拡大防止に関し、迅速かつ適切な初動対応を確保するため必要と判断した場合には、市地域防災計画に基づき、災害対策本部や緊急災害対策実施本部を設置して初動対応をとる。

ただし、事態認定につながる可能性があると考えられる事態が発生した場合、又は、そのような事態が発生する恐れがあるとの通報又は通知を受けた場合は、情報連絡室又は緊急事態連絡室を設置する。

(1) 情報連絡室の設置

市の全局区での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合は、情報連絡室を設置し、情報収集を行うとともに、各方面と連絡調整に当たる。

(2) 緊急事態連絡室の設置

市の全局区での対応が必要な場合は、市としての確かつ迅速に対処するため、緊急事態連絡室を設置し、その旨を道に連絡する。

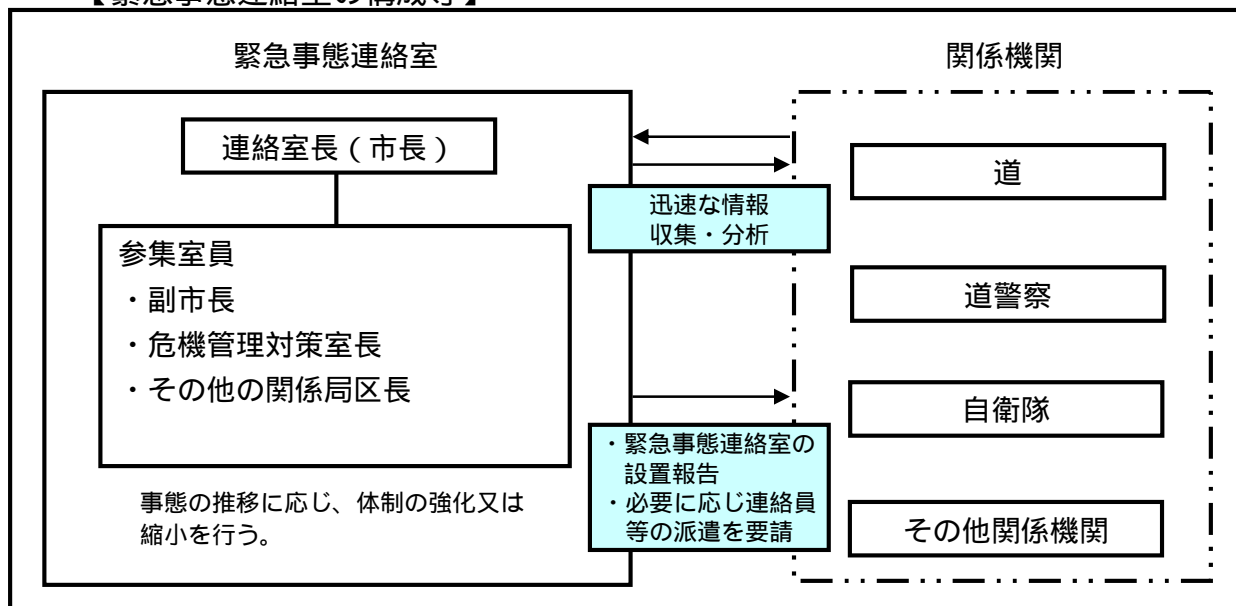
緊急事態連絡室は市対策本部体制に準じた体制とするが、個別の事態の状況に応じ、危機管理対策室を中心として、事案発生時の対処に必要な人数の要員により構成することとし、事態の推移により体制の強化又は縮小を行う。

なお、緊急事態連絡室は、当該事案に係る情報収集に努め、国、道、指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行い、連絡調整に当

たる。

この場合、緊急事態連絡室は、迅速な情報の収集及び提供のため、現場との通信を確保する。

【緊急事態連絡室の構成等】



(3) 初動措置の確保

市は、緊急事態連絡室において、各種の連絡調整に当たるとともに、消防法（昭和23年法律第186号）に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定あるいは消火・救助・救急活動状況を踏まえ、必要により、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行う。また、市長は、国、道等から入手した情報を関係機関へ提供するとともに、各局区に必要な指示を行う。

市は、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等が円滑になされるよう、道警察と緊密な連携を図る。

(4) 関係機関への支援の要請

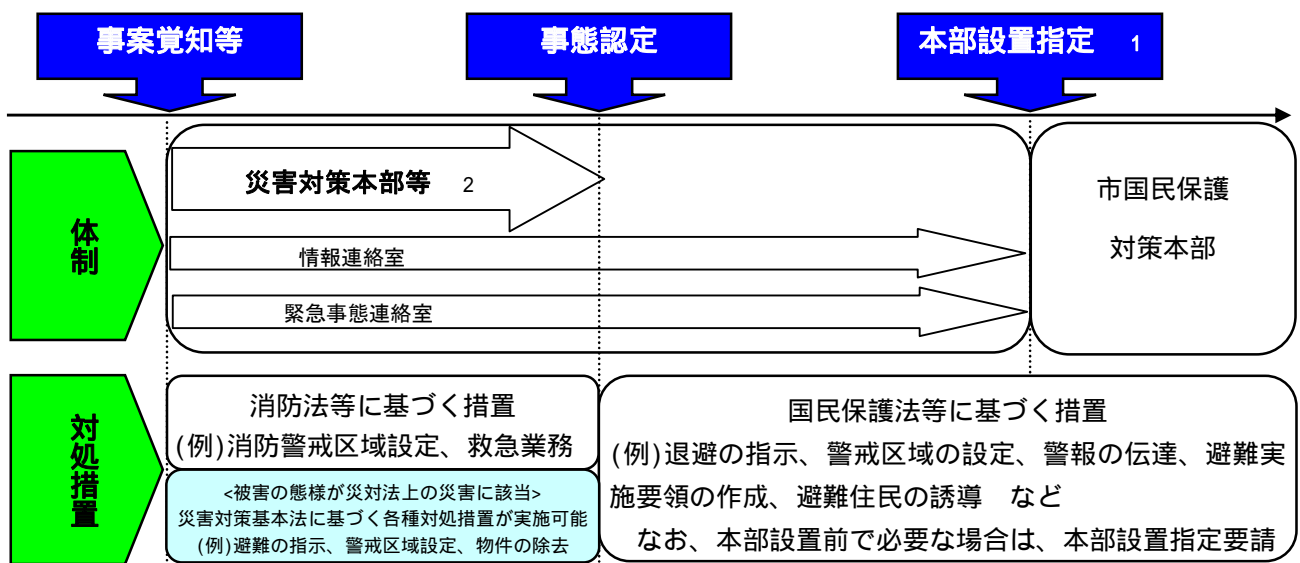
市長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、道や他の市町村等に対し支援を要請する。

(5) 対策本部への移行に要する調整

緊急事態連絡室を設置した後に政府において事態認定が行われ、市に対し、市対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合は、直ちに市対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、「緊急事態連絡室」を廃止する。

【災害対策基本法との関係】

災害対策基本法は、武力攻撃事態等及び緊急処理事態に対処することを想定した法律ではない。従って、多数の人を殺傷する行為等の事案に伴い発生した災害に対処するため、災害対策基本法に基づく市災害対策本部が設置された後に、政府において事態認定が行われ、市国民保護対策本部（以下「市対策本部」という。）を設置すべき市の指定の通知があった場合には、直ちに市対策本部を設置し、市災害対策本部を廃止するものとする。また、市対策本部長は、市対策本部に移行した旨を市関係局区に対し周知徹底する。市対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置を講じている場合には、既に講じた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行うものとする。



- 1 事態認定と本部設置指定は、同時の場合も多いと思われるが、事態に応じて追加で本部設置指定する場合は、事態認定と本部設置指定のタイミングがずれることになる。
- 2 被害の態様が、自然災害、大規模な火災、爆発及び放射性物質の大量放出等の災害対策基本法上の災害に該当する場合に設置

2 事態認定後において、本部設置の指定がなかった場合の対応（各局区）

市は、国から道を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合や武力攻撃事態等の認定が行われたが当該市に関して対策本部を設置すべき指定がなかった場合等において、市長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には、情報連絡室を設置し、又は、緊急事態連絡室を設置して、即応体制の強化を図る。

この場合において、市長は、情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関との通信・連絡体制の確認、生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行い、当該市の区域において事案が発生した場合に迅速に対応できるよう必要に応じ全庁的な体制を構築する。

また、市長は、事案が発生した場合は、必要に応じて国民保護法に基づき、退避の指示、警戒区域の設定、対策本部設置指定の要請などの措置等を行う。

第2章 市国民保護対策本部の設置等

市対策本部を迅速に設置するため、市対策本部を設置する場合の手順や市対策本部の組織、機能等について、以下のとおり定める。

1 市対策本部の設置 <本部事務局、各部(区本部を含む。以下同じ)>

(1) 市対策本部の設置の手順

市対策本部を設置する場合については、次の手順により行う。

市町村対策本部を設置すべき市町村の指定の通知

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を通じて市町村対策本部を設置すべき市町村の指定の通知を受ける。

市長による市対策本部の設置

指定の通知を受けた市長は、直ちに市対策本部を設置する。

なお、事前に緊急事態連絡室を設置していた場合は、市対策本部に切り替えるものとする（前述）。

市対策本部員及び市対策本部事務局員等の参集

市対策本部担当者は、市対策本部員、市対策本部事務局員等に対し、防災に係る連絡体制を活用し、市対策本部に参集するよう連絡する。

市対策本部の開設

市対策本部担当者は、市庁舎内に市対策本部を開設するとともに、市対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する（特に、関係機関が相互に電話、FAX、電子メール等を用いることにより、通信手段の状態を確認）。

市長は、市対策本部を設置したときは、市議会に市対策本部を設置した旨を連絡する。

交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用し、交代要員、食料、燃料、自家発電設備及び仮眠設備の確保等を行う。

本部の代替機能の確保

市は、市対策本部が被災した場合等市対策本部を市庁舎内に設置できない場合には、消防局庁舎内に設置する。

なお、事態の状況に応じ、市長の判断により他の場所に設置することができる。

また、市区域外への避難が必要で、市の区域内に市対策本部を設置することができない場合には、知事と市対策本部の設置場所について協議を行う。

(2) 対策本部を設置すべき市の指定の要請等

市長は、市が市対策本部を設置すべき市の指定が行われていない場合において、市における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、

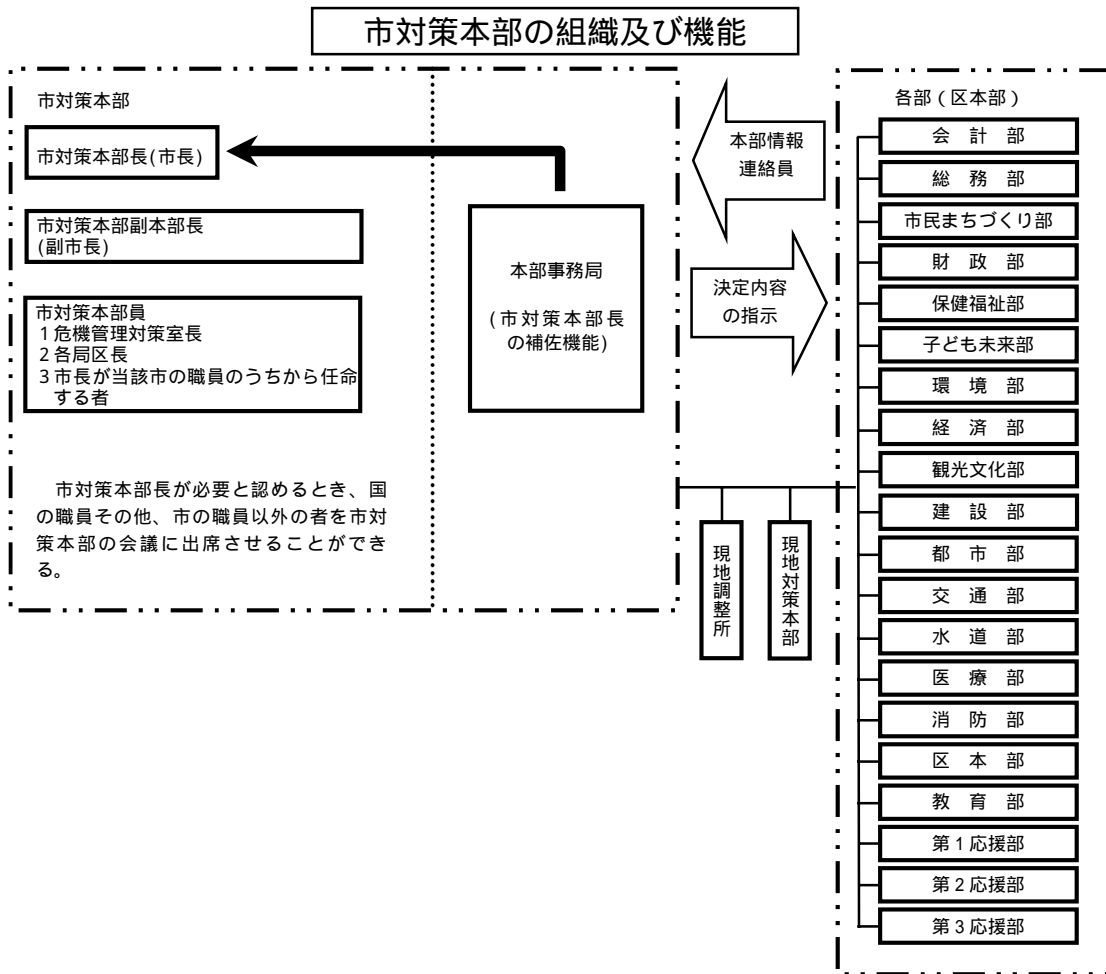
知事を経由して内閣総理大臣に対し、対策本部を設置すべき市に札幌市を指定するよう要請する。

(3) 市対策本部の組織構成及び機能

市対策本部の組織構成及び各組織の機能は以下のとおりとする。

市対策本部の組織及び機能の概要

市対策本部における決定内容等を踏まえて、各部において措置を実施するものとする（市対策本部には、各部(区本部を除く。)から本部情報連絡員を派遣して、円滑な連絡調整を図る。）。



本部事務局（対策本部長の補佐機能）の編成

編 成	機 能
統括班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対策本部会議の運営に関する事項 ・ 情報班が収集した情報を踏まえた対策本部長の重要な意思決定に係る補佐 ・ 対策本部長が決定した方針に基づく各班に対する具体的な指示 ・ 他の市町村に対する応援の求め、道への緊急消防援助隊の派遣要請及び受入等広域応援に関する事項 ・ 市が行う国民保護措置に関する調整 ・ 道対策本部長に対する総合調整の要請等 ・ 道を通じた指定行政機関の長等への措置要請、自衛隊の部隊等の派遣要請に関する事項
情報班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 以下の情報に関する国、道、他の市町村等関係機関からの情報収集、整理及び集約 <ul style="list-style-type: none"> 被災情報 避難及び救援の実施状況 災害への対応状況 安否情報 その他統括班等から収集を依頼された情報 ・ 市対策本部の活動状況や実施した国民保護措置等の記録 ・ 通信回線及び通信機器の確保
庶務班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対策本部員及び対策本部事務局員のローテーション管理 ・ 対策本部員の食料の調達等庶務に関する事項
（本部情報連絡員）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所管部及び各区本部からの災害情報等の収集 ・ 市民及び報道関係機関へ提供する情報の収集

本部情報連絡員は、本部事務局員から除く。

市対策本部の各部等における武力攻撃事態等における業務

部の名称 （局区名）	武力攻撃事態等における業務
本部事務局 （危機管理対室）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国民保護対策本部に関すること ・ 通信体制の確保に関すること ・ 道、指定地方行政機関、指定地方公共機関等との連絡調整に関すること ・ 危険情報等の収集、分析、提供に関すること ・ 赤十字標章及び特殊標章の交付、管理に関すること ・ 警報の伝達、避難の指示の伝達、緊急通報に関すること ・ 被災情報の収集、提供に関すること ・ 安否情報の収集、提供に関すること ・ 生活関連等施設の安全対策の支援に関すること ・ その他各局区に属さない国民保護措置等に関すること など
会計部 （会計室）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国民保護措置の実施に要する費用の出納に関すること ・ 関係金融機関等との連絡調整に関すること

総務部 (総務局・市政推進室)	<ul style="list-style-type: none"> ・被災状況や市対策本部における活動内容の公表、報道機関との連絡調整、記者会見等対外的な広報活動に関する事 ・国民保護に係る広報及び広聴の総合調整に関する事 ・市役所本庁舎の管理保全及び災害対策車両(交通局車両を除く。)の確保等に関する事 ・各国大使館等との連絡及び調整に関する事 ・国民保護に係る中央関係機関との連絡調整に関する事 ・国民保護措置に係る職員の公務災害補償に関する事 ・国民保護措置に係る派遣職員の身分取扱いに関する事 など
市民まちづくり部 (市民まちづくり局)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民組織等との連携協力体制の調整に関する事 ・労働団体との連絡調整に関する事 ・日本赤十字社北海道支部との連絡調整に関する事 ・生活関連等施設の被災状況の調査及び応急対策に関する事 ・生活必需物資等の受給安定対策等に関する事 など
財政部 (財政局)	<ul style="list-style-type: none"> ・国民保護対策予算その他財政に関する事 ・被災者に対する市税の減免及び徴収猶予に関する事 など
保健福祉部 (保健福祉局)	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関との連絡調整及びこれらに対する支援の要請に関する事 ・ボランティア団体等の受入れ及び配置計画に関する事 ・医療救護班の編成、医薬品等の供給体制に関する事 ・赤十字標章等(特殊標章等を除く)の交付等に関する事 ・高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制に関する事 ・所管施設の被害状況の調査及び応急対策並びに入所者の救護対策に関する事 ・武力攻撃災害に係る保健衛生に関する事 ・死体の処理並びに火葬及び埋葬に係る調整に関する事 など
子ども未来部 (子ども未来局)	<ul style="list-style-type: none"> ・所管施設の被害状況の調査及び応急対策並びに入所者の救護対策に関する事
環境部 (環境局)	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の処理に関する事 ・武力攻撃災害時における環境保全及び公害防止対策に関する事 など
経済部 (経済局)	<ul style="list-style-type: none"> ・商工団体等との連絡調整に関する事 ・緊急生活物資等の調達及び輸送に関する事 など
観光文化部 (観光文化局)	<ul style="list-style-type: none"> ・観光及び文化に係る武力攻撃災害対策に関する事 など
建設部 (建設局)	<ul style="list-style-type: none"> ・道路・河川等の被災対策の総合調整に関する事 ・被災時における雪対策に関する事 ・下水道施設の被害状況の調査及び復旧に関する事 など
都市部 (都市局)	<ul style="list-style-type: none"> ・市営住宅の被害状況の調査及び復旧に関する事 ・応急仮設住宅の建設に関する事 ・被災建物の危険度判定等に関する事 など

交通部 (交通局)	<ul style="list-style-type: none"> ・所管する車両及び施設の被害状況の調査並びに応急対策に関すること ・乗客の避難誘導に関すること など
水道部 (水道局)	<ul style="list-style-type: none"> ・水の安定供給に関すること ・応急給水に関すること ・所管施設の保全及び復旧に関すること など
医療部 (病院局)	<ul style="list-style-type: none"> ・国民保護措置に係る医療に関すること など
消防部 (消防局)	<ul style="list-style-type: none"> ・警戒区域の設定に関すること ・消火・救助・救急活動に関すること ・消防団活動に関すること など
区本部 (各区)	<ul style="list-style-type: none"> ・警報の伝達に関すること ・避難誘導に関すること ・避難場所の開設・運営等に関すること ・被災及び安否情報の収集等に関すること ・自主防災組織、地域住民組織等との調整に関すること ・その他国民保護措置に関すること など
教育部 (教育委員会)	<ul style="list-style-type: none"> ・所管施設の被害状況の調査及び応急対策に関すること ・所管施設の避難場所としての供用に関すること ・園児、児童及び生徒の保護及び応急教育に関すること など
第1応援部 (選挙管理委員会事務局、議会事務局)	<ul style="list-style-type: none"> ・市議会議長、副議長及び各派への連絡に関すること ・緊急応援に関すること など
第2応援部 (人事委員会事務局)	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急応援に関すること など
第3応援部 (監査事務局、農業委員会事務局)	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急応援に関すること など

(4) 市対策本部における広報等

市は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、住民に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、市対策本部における広報広聴体制を整備する。

広報責任者の設置

武力攻撃事態等において住民に正確かつ積極的に情報提供を行うため、広報を一元的に行う「広報責任者」を設置する。

広報手段

広報誌、テレビ・ラジオ放送、記者会見、問い合わせ窓口の開設、ホームペー

ジ、広報車等のほか様々な広報手段を活用して、住民等に迅速に提供できる体制を整備する。

留意事項

ア 広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、また、広報の時機を逸することのないよう迅速に対応すること

イ 対策本部において重要な方針を決定した場合など広報する情報の重要性等に
応じて、可能な限り本部長（市長）自らが記者会見を行うよう努めること

ウ 道と連携した広報体制を構築すること

関係する報道機関

札幌市における関係報道機関は、資料編に記載する。

(5) 市現地対策本部の設置

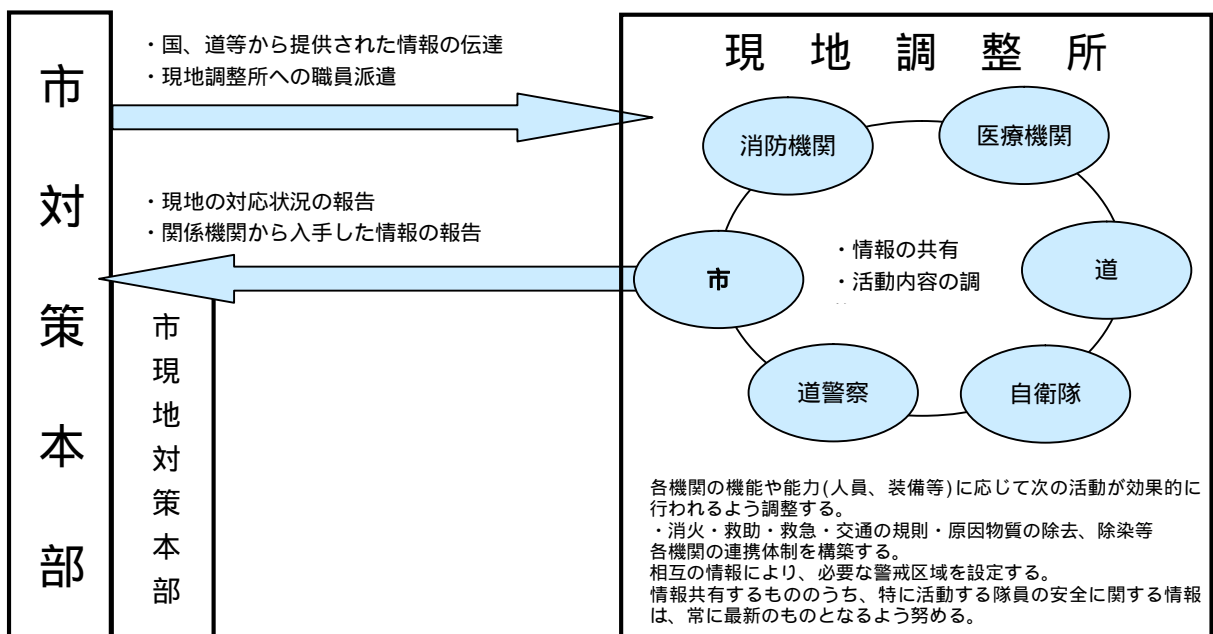
市長は、被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、道等の対策本部との連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、市対策本部の事務の一部を行うため、市現地対策本部を設置する。

市現地対策本部長や市現地対策本部員は、市対策副本部長、市対策本部員その他の職員のうちから市対策本部長が指名する者をもって充てる。

(6) 現地調整所の設置

市長は、武力攻撃による災害が発生した場合、現場における関係機関（道、消防機関、道警察、自衛隊、医療機関等）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは現地調整所を設置し、又は関係機関により現地調整所が設置されている場合は職員を派遣し、関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

【現地調整所の概念図】



【現地調整所の性格について】

現地調整所は、現場に到着した関係機関が原則として各々の付与された権限の範囲内において情報共有や活動調整を行い、現場における連携した対応を可能とするために設置するものである。

現地調整所は、あらかじめ決められた一定の施設や場所に置かれるのではなく、むしろ、現場の活動上の便宜から最も適した場所に、テント等を用いて設置することが一般である。

現地調整所においては、現場レベルにおける各機関の代表者が、定時又は随時に会合を開くことで、連携の強化を図ることが必要である。

現地調整所の設置により、市は、消防機関による消火・救助・救急活動の実施及び退避の指示、警戒区域の設定等の権限行使を行う際に、その判断に資する情報収集を行うことにより、現場での関係機関全体の活動を踏まえた国民保護措置の実施や権限を行使することが可能となる。また、現地調整所における最新の情報について、各現場で活動する職員で共有させ、その活動上の安全の確保に生かすことが可能となる。

現地調整所については、必要と判断した場合には、市における国民保護措置を総合的に推進する役割を担う市が積極的に設置することが必要であるが、他の対応に当たる機関が既に設置している場合には、市の職員を積極的に参画させることが必要である（このため、現場に先着した関係機関が先に設置することもあり得るが、その場合においても、市は、関係機関による連携が円滑に行われるよう、主体的に調整に当たることが必要である。）。

（注）現地調整所で調整する関係機関のメンバーをあらかじめ定めることは、困難であるが、市は、国民保護協議会や訓練を通じて、その運用の手順等について、意見交換を行うことが重要である。

(7) 市対策本部長の権限

市対策本部長は、その区域における国民保護措置を総合的に推進するため、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

市の区域内の国民保護措置に関する総合調整

市対策本部長は、市の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、当該市が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。

道対策本部長に対する総合調整の要請

市対策本部長は、道対策本部長に対して、道並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。また、市対策本部長は、道対策本部長に対して、指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関して、国の対策本部長が総合調整を行うよう要請することを求める。

この場合において、市対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に係る機関等、要請の趣旨を明らかにする。

情報の提供の求め

市対策本部長は、市の区域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、道対策本部長に対して必要な情報の提供を求める。

国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

市対策本部長は、総合調整を行うに際して、当該総合調整の関係機関に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求める。

市教育委員会に対する措置の実施の求め

市対策本部長は、市教育委員会に対し、市の区域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。

この場合において、市対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

(8) 市対策本部の廃止

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を経由して市町村対策本部を設置すべき市町村の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、対策本部を廃止する。

2 通信の確保 <本部事務局、各部>

(1) 情報通信手段の確保

市は、加入電話、携帯電話、ファックス、防災行政無線、インターネット、L G W A N（総合行政ネットワーク）等を活用し、国民保護措置の実施に必要な情報通信手段の確保に努める。

(2) 情報通信手段の機能確認

市は、必要に応じ、情報通信手段の機能を確認し、情報通信施設に支障が生じている場合は応急復旧作業を行う。また、総務省北海道総合通信局に対し、その状況を速やかに連絡する。

(3) 通信輻輳により生じる混信等の対策

市は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

第3章 関係機関相互の連携

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、道、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と市との連携を円滑に進めるために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国・道の対策本部等との連携 <本部事務局>

(1) 国・道の対策本部との連携

市は、道の対策本部及び、道を通じ国の対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

(2) 国・道の現地対策本部との連携

市は、国・道の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、国・道と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。

2 道との連携 <本部事務局>

(1) 道への措置要請

市は、市の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事その他道の執行機関（以下「知事等」という。）に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

(2) 道への応援の要求

市長は、必要があると認めるときは、知事等に対し応援を求める。この場合、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。

3 指定行政機関、指定地方行政機関との連携 <本部事務局>

市は、市の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長へ、その所掌事務に係る国民保護措置に関し必要な要請を行うよう求める。この場合において、市は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

4 自衛隊との連携 <本部事務局>

(1) 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等

市長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、次の事項を明らかにして、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める。

武力攻撃災害の状況及び派遣を要請する事由

派遣を希望する期間

派遣を希望する区域及び活動内容

その他参考となるべき事項

また、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、市域を担当区域とする地方協力本部長又は市の国民保護協議会委員たる隊員を通じて、陸上自衛隊にあつては市域を担当区域とする北部方面総監、海上自衛隊にあつては市周辺域を警備区域とする大湊地方総監、航空自衛隊にあつては市域を担当区域とする第2航空団司令等を介し、防衛庁長官に連絡する。

(2) 自衛隊の部隊等との連携

市長は、国民保護派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動（内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法（昭和29年法律第165号）第78条）及び知事の要請に基づく出動（自衛隊法第81条））により出動した部隊とも、市対策本部及び現地調整所において緊密な意思疎通を図る。

5 指定公共機関、指定地方公共機関及びその他の関係機関との連携 <本部事務局、関係部(区本部を含む。以下同じ)>

(1) 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り明らかにする。

(2) 指定公共機関や指定地方公共機関に対して行う応援等

市は、指定公共機関や指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

(3) その他の関係機関との連携

市は、住民の生命、身体等を保護するため、指定公共機関や指定地方公共機関以

外の医療・運送機関等から自発的な協力が得られるよう、連携を図る。

6 他の市町村等との連携 <本部事務局、関係部>

(1) 他の市町村等への応援の要求

市長は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、他の市町村長等に対して応援を求める。

応援を求める市町村及び政令指定都市との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定に基づき応援を求める。

(2) 事務の一部の委託

市が、国民保護措置の実施のため、事務の全部又は一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。

ア 委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法

イ 委託事務に要する経費の支弁の方法その他必要な事項

他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合、市は、上記事項を公示するとともに、道に届け出る。

また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合は、市長はその内容を速やかに議会に報告する。

(3) 他の市町村に対して行う応援等

市は、他の市町村から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

他の市町村から事務の委託を受けた場合、市長は、所定の事項を公示するとともに、道に届け出る。

また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合は、市長はその内容を速やかに議会に報告する。

7 職員の派遣要請 <本部事務局、総務部>

(1) 職員の派遣要請

市は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。

市は、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。

(2) 職員の派遣あっせん

市は、(1) の要請を行うときは、道を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、道を経由して総務大臣に対し、(1) の職員の派遣について、あっせんを求める。

(3) 派遣職員の市職員としての身分取扱等

国民保護措置の実施のため本市に派遣された職員の身分取扱は、国民保護法第154条（国民保護法第183条において準用する場合を含む。）に基づく。

また、当該職員には、札幌市災害派遣手当等の支給に関する条例に基づき、災害派遣手当等を支給する。

8 自主防災組織、ボランティア団体等に対する支援等 <本部事務局、市民まちづくり部、保健福祉部、区本部>

(1) 自主防災組織等に対する支援

市は、警報の伝達や避難住民の誘導等の実施に関する自主防災組織等による協力を求めた場合は、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等、必要な支援を行う。

なお、この協力の要請は強制にわたることがあってはならない。

(2) ボランティア活動への支援等

市は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に対し、必要な支援を行うよう努める。

また、市は、道と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域における住民の要望やボランティアの活動状況を把握し、ボランティアへ情報を提供する。

その情報に基づき、ボランティアの生活環境への配慮、避難所等に臨時に設置されるボランティアセンター等における登録・派遣調整等の受入体制の整備等に努め、ボランティア活動の安全に十分配慮しつつ、その技能等の効果的な活用を図る。

9 住民への協力要請 <本部事務局、関係部>

市長は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。

この場合において要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

避難住民の誘導

避難住民等の救援

消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置

保健衛生の確保

住民は協力を要請されたときは必要な協力を努めるものとされているが協力はあくまで自発的な意思にゆだねられるものであって、要請に当たって強制にわたることがあってはならない。

また、協力を行う者に対しては、第3編第12章で定める特殊標章等をあらかじめ定めた方法で交付し、国民保護法第160条及び第4編第3章に規定する損害補償の対象となることを通知する。

第4章 警報及び避難の誘導等

第1 警報及び緊急通報の伝達等

市長は、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の迅速かつ的確な伝達等を行うことが極めて重要であることから、警報の伝達等に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 警報の伝達等 <本部事務局、各部>

(1) 警報の伝達

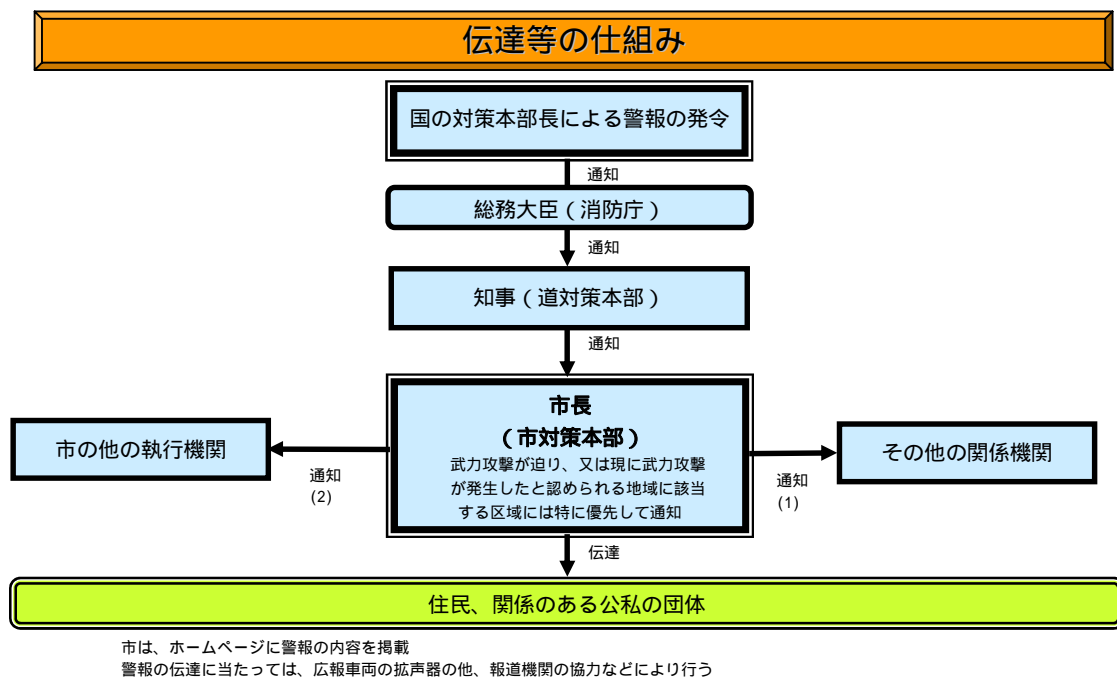
市長は、知事から警報の通知を受けた場合には、速やかに住民及び関係のある公私の団体に伝達する。

(2) 警報の通知

市長は、知事から警報の通知を受けた場合には市の他の執行機関やその他の関係機関に対し、警報を通知する。

市長は、速やかに警報が発令された旨の報道発表を行うとともに、市のホームページにも内容を掲載する。

なお、市長から関係機関への警報の伝達等の仕組みは、下図のとおりである。



(3) 警報の伝達方法

警報の伝達方法については、当面の間は、現在市が保有する伝達手段に基づき、原則として以下の要領により行う。

「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれる場合

原則として、広報車等で国が定めた国民保護に関わる警報サイレン（以下「サイレン」という。）を最大音量で吹鳴して住民に注意を喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。

「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれない場合

この場合においては、原則として、サイレンは使用せず、広報車等による住民への注意の喚起やホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図る。

なお、市長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を図る。

また、消防団による伝達、自主防災組織や町内会・自治会等への協力依頼、放送事業者への連絡などの方法も活用する。

(4) 災害時要援護者等への配慮

警報の伝達においては、特に、高齢者、障がい者、外国人等に対し、その特質に応じた伝達に配慮する。

なお、観光客に対する伝達にも配慮する。

(5) 警報の解除の伝達等

警報の解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、原則として、サイレンは使用しないこととする（その他は警報の発令の場合と同様とする。）。

2 緊急通報の伝達等 <本部事務局、各部>

市長は、知事から緊急通報の通知を受けたときは、緊急通報の内容を広く伝達・通知する。緊急通報の住民や関係機関への伝達及び通知の方法については、原則として警報の伝達及び通知の方法と同様とする。

この場合において、特に、高齢者、障がい者、外国人、観光客等に対し、その特質に応じた伝達に配慮する。

第2 避難住民の誘導等

市長は、知事から市域内の住民に対する避難の指示の通知を受けたときは、避難実施要領を作成し、避難住民の誘導を行うことから、避難の指示の住民等への伝達等及び避難住民の誘導について、以下のとおり定める。

1 避難の指示の伝達等 <本部事務局、各部>

市長は、知事が避難の指示を迅速かつ的確に行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に道に提供する。

市長は、知事による避難の指示の通知を受けた場合には、警報の伝達に準じて、その内容を、住民及び関係のある公私の団体に対して迅速に伝達する。

ア 要避難地域を管轄する場合

市長は、当該要避難地域の住民に対し、避難の指示を伝達する。

イ 避難先地域を管轄する場合

市長は、避難施設の開設や救援の準備等、避難住民の受入れのための措置を早急に実施する。

危機管理対策室は、避難の指示の内容に係る自治体との調整、避難施設の管理者への通知や救援措置等に関して、道及び関係機関と協力して実施する。

市長は、警報に準じて市の他の執行機関、その他の関係機関に対し、避難の指示を迅速かつ確実に通知する。

2 避難実施要領の策定 <本部事務局、関係部>

(1) 避難実施要領の策定

市長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、あらかじめ策定した避難実施要領のパターンを参考にして、避難の指示の内容に応じた避難実施要領の案を作成するとともに、当該案について、関係機関の意見を聴いた上で、迅速に避難実施要領を策定する。

その際、避難実施要領の伝達等が知事からの避難の指示の通知後速やかに行えるようその迅速な作成に留意する。

避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに、避難実施要領の内容を修正する。

【避難実施要領に定める事項（法定事項）】

- ・ 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- ・ 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項

(2) 避難実施要領の策定の留意点

避難実施要領は、避難誘導に際して、活動に当たる様々な関係機関が共通の認識のもとで避難を円滑に行えるようにするために策定するものであることから、市長は、原則として道国民保護計画に記載される市町村の避難実施要領作成の基準の内容に沿った次の項目を記載する。

ただし、緊急の場合には、時間的な余裕がないことから、事態の状況等を踏まえて、法定事項を箇条書きにするなど、避難実施要領を簡潔な内容とすることもありうる。

【避難実施要領の項目】

要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位

避難先

一時集合場所及び集合方法

集合時間

集合に当たっての留意事項

避難の手段及び避難の経路

市職員(消防団員を含む。)の配置等

高齢者、障がい者、外国人その他特に配慮を要する者への対応

要避難地域における残留者の確認

避難誘導中の食料等の支援

避難住民の携行品、服装

避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等

(3) 避難実施要領の策定の際における考慮事項

避難実施要領の策定に際しては、以下の点に考慮する。

避難の指示の内容の確認

ア 地域毎の避難の時期

イ 優先度

ウ 避難の形態

事態の状況の把握

警報の内容や被災情報の分析を行う。特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案する。

避難住民の概数把握

誘導の手段の把握

ア 屋内避難

イ 徒歩による移動避難

ウ 長距離避難

輸送手段の確保の調整

ア 道との役割分担
イ 運送事業者との連絡網
ウ 一時避難場所の選定
要援護者の避難方法の決定
避難支援プランに基づき、災害時要援護者を支援する者を選定する。
避難経路や交通規制の調整

ア 具体的な避難経路
イ 道警察との避難経路の選定・自家用車等の使用に係る調整
ウ 道路の状況に係る道路管理者との調整

職員の配置

ア 各地域への職員の割り当て
イ 現地派遣職員の選定

関係機関との調整

ア 現地調整所の設置
イ 連絡手段の確保

自衛隊の行動と避難経路や避難手段の調整

ア 道対策本部との調整

イ 国の対策本部長による公共施設等利用指針（以下「利用指針」という。）を踏まえた対応

(4) 国の対策本部長による利用指針の調整

自衛隊の行動と国民保護措置の実施について、道路、港湾施設、飛行場施設等における利用が重複する場合には、市長は、国の対策本部長による利用指針の策定に係る調整が開始されるように、道を通じて、国の対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。

この場合において、市長は、道を通じた国の対策本部長による意見聴取（武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律（平成16年法律第114号）第6条第3項等）及び国の対策本部長からの情報提供の求め（同法第6条第4項等）に適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、市の意見や関連する情報をまとめる。

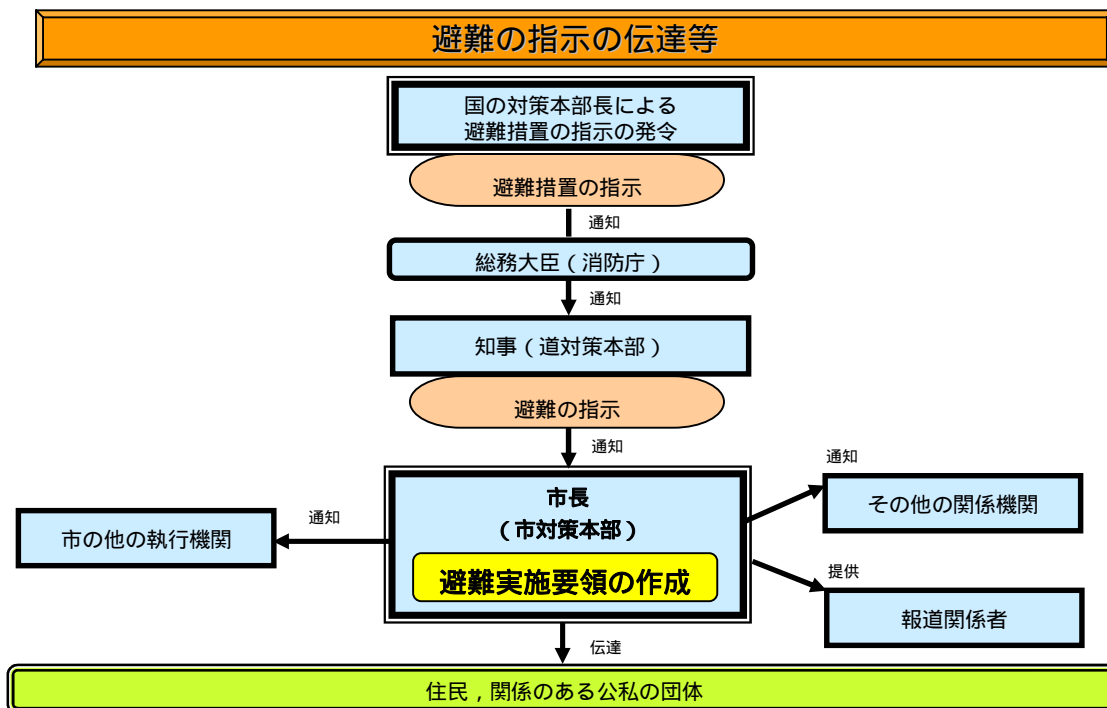
(5) 避難実施要領の内容の伝達等

市長は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を住民及び関係のある公私の団体に伝達する。その際、住民に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の住民に関係する情報を的確に伝達するように努める。

また、市長は、直ちに、その内容を市の他の執行機関、警察署長、自衛隊札幌地方協力本部長及びその他の関係機関に通知する。

さらに、市長は、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。

避難の指示の伝達及び避難実施要領の伝達の流れについては、下図のとおりである。



3 避難住民の誘導 <本部事務局、関係部>

(1) 市長による避難住民の誘導

市長は、避難実施要領で定めるところにより、市の職員（消防長及び消防団長を含む。）を指揮し、避難住民を誘導する。その際、避難実施要領の内容に沿って、町内会・自治会、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。

また、市長は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所要所に職員を配置して、各種の連絡調整に当たるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。また、職員には、住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、防災服、腕章、旗、特殊標章等を携行させる。

なお、夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備するなど住民の不安軽減のために必要な措置を講ずる。

(2) 消防局等の活動

消防局は、消火・救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等の効果的な誘

導を実施するとともに、自力歩行が困難な住民を車両等により輸送を行うなど、保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。

消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防署長の指示を受け、避難住民の誘導等を行う等地域とのつながりを活かした活動を行う。

(3) 避難誘導を行う関係機関との連携

市長は、避難実施要領の内容を踏まえ、市の職員のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長や国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官、又は自衛官（以下、「警察官等」という。）による避難住民の誘導を要請する。この場合、市長は、その旨を知事に通知する。

また、警察官等が避難住民の誘導を行う場合に警察署長等から協議を受けた際は、市長は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制等の関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。

これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、市長は、事態の規模・状況に応じて現地調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

(4) 自主防災組織等に対する協力の要請

市長は、避難住民の誘導に当たっては、自主防災組織や町内会・自治会等に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

なお、この協力の要請は強制にわたることがあってはならない。

(5) 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供

市長は、避難住民の誘導に際しては、道と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他の便宜を図る。

市長は、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に提供する。その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、行政側の対応についての情報を提供する。

(6) 高齢者、障がい者等への配慮

市長は、高齢者、障がい者等の避難を万全に行うため、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等と協力して、災害時要援護者への連絡、輸送手段の確保を的確に行うものとする。また、「避難支援プラン」を策定した後は、当該プランに沿って対応を行う。

なお、ゲリラ・特殊部隊による攻撃等に際しては、被害が局地的、限定的なものにとどまることも多いことから、時間的余裕がなく、移動により攻撃に巻き込まれる可能性が高い場合は、現実的な避難方法として屋内への避難も考慮する。

(7) 残留者等への対応

市は、避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

(8) 避難所等における安全確保等

市は、道警察が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力を行うとともに、道警察と協力し、住民等からの相談に対応するなど、住民等の不安の軽減に努める。

(9) 動物の保護等に関する配慮

市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。

危険動物等の逸走対策

要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

(10) 通行禁止措置の周知

道路管理者たる市は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、道警察と協力して、直ちに、住民等に周知徹底を図るよう努める。

(11) 道に対する要請等

市長は、避難住民の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、知事に対して、必要な支援の要請を行う。

その際、特に、道による救護班等の応急医療体制との連携に注意する。

また、避難住民の誘導に係る資源配分について他の市と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。

市長は、知事から、避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。

(12) 避難住民の輸送の求め等

市長は、避難住民の輸送が必要な場合において、道との調整により、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民の輸送を求める。

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく輸送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあっては、道を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあっては、道対策本部長に、その旨を通知する。

(13) 大規模な市民の避難

多数の市民が避難する状況が生じた場合、知事は、国の対策本部長の避難措置の

指示を踏まえ、避難の準備が整っている場合には、避難先地域への避難の指示を行い、それ以外の場合には、屋内への避難の指示を行うとともに、その後の事態の推移に応じた国の対策本部長の指示を待って対応することとされており、市長は、知事からの避難の指示を踏まえ、避難住民の誘導を行う。

(14) 帰宅困難者等への対応

帰宅困難者及び滞留旅客が多数発生した場合、市は避難施設等必要な情報提供を行うとともに、情報の不足や流言飛語等による不安や混乱状態の発生を防止するための広報を行う。

また、市は、帰宅困難者等への対応について道及び隣接市町村と連携を図る。

(15) 避難住民の復帰のための措置

市長は、避難の指示が解除された時は、避難住民の復帰に関する要領を作成し、避難住民を復帰させるための必要な措置を講じる。

4 事態想定ごとの避難の留意点

武力攻撃災害の事態想定は多岐にわたることから、国の基本指針や道国民保護計画で想定する事態に係る避難の留意点を記載する。

(1) 着上陸侵攻の場合

大規模な着上陸侵攻に伴う避難については、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となるため、国の総合的な方針を待って対応することが基本となる。

(2) ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合

ゲリラ・特殊部隊による攻撃においても、国の対策本部長の避難措置の指示及び知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難住民の誘導を実施することが基本である。

なお、急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに、退避の指示、警戒区域の設定等を行う必要が生じるが、その際にも、事後的に避難措置の指示が出されることが基本となる。

その際、ゲリラ・特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合は、攻撃の排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における道警察及び自衛隊等からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、住民を要避難地域の外に避難させることとなる。その際、武力攻撃がまさに行われており、住民

に危害が及ぶおそれがある地域については、攻撃当初は一時的に屋内に避難させ、移動の安全が確保された後、適当な避難先に移動させることが基本となる。

以上から、避難実施要領の策定に当たっては、関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を策定することが必要であり、また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づいた確かな措置が実施できるよう、現地調整所を設けて活動調整に当たることが基本となる。

避難に比較的時間に余裕がある場合の対応

一時避難場所まで移動した後、さらに一時避難場所からのバス等の輸送手段を用いて移動する、といった手順が想定される。

昼間の都心部において突発的に事案が発生した場合の対応

道警察や自衛隊等からの情報や助言等を踏まえて、各地域における屋内避難や移動による避難を決定することが基本となる。

ただし、初動時には、住民や滞在者の自主的な避難に頼らざるを得ないことから、平素から、住民が緊急時にいかに対応すべきかについて問題意識を持ってもらうことが必要である。

(3) 弾道ミサイル攻撃の場合

弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階、地下街、地下駅舎等の地下施設に避難することが基本となる。

以下の措置の流れを前提として、避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個々人が対応できるよう、その取るべき行動を周知することが主な内容となる。

なお、弾道ミサイル攻撃の場合の措置は、次のとおりである。

ア 国の対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令、避難措置を指示

イ 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、国の対策本部長がその都度警報を発令

弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。

このため、弾道ミサイルの主体（国又は国に準じる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。このため、すべての市町村に着弾の可能性があり得るものとして、対応を考える必要がある。

(4) 航空攻撃の場合

航空攻撃に伴う避難については、着上陸侵攻の場合と同様とする。

なお、急襲的な航空攻撃に伴う避難については、弾道ミサイルの場合と同様の対応をとるものとする。

第5章 救援

市長は、大都市特例により避難住民や被災者の救援に関する措置を主体的に実施するについては、避難住民や被災者の生命、身体及び財産を保護するために実施する救援の内容等について、以下のとおり定める。

1 救援の実施 <本部事務局、関係部>

(1) 救援の実施

市長は、知事を通じて、国の対策本部長から救援の指示の通知を受けたときは、次に掲げる救援に関する措置を関係機関等の協力を得て実施する。

収容施設(応急仮設住宅を含む。)の供与

炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

医療の提供及び助産

被災者の捜索及び救出

埋葬及び火葬

電話その他の通信設備の提供

武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理

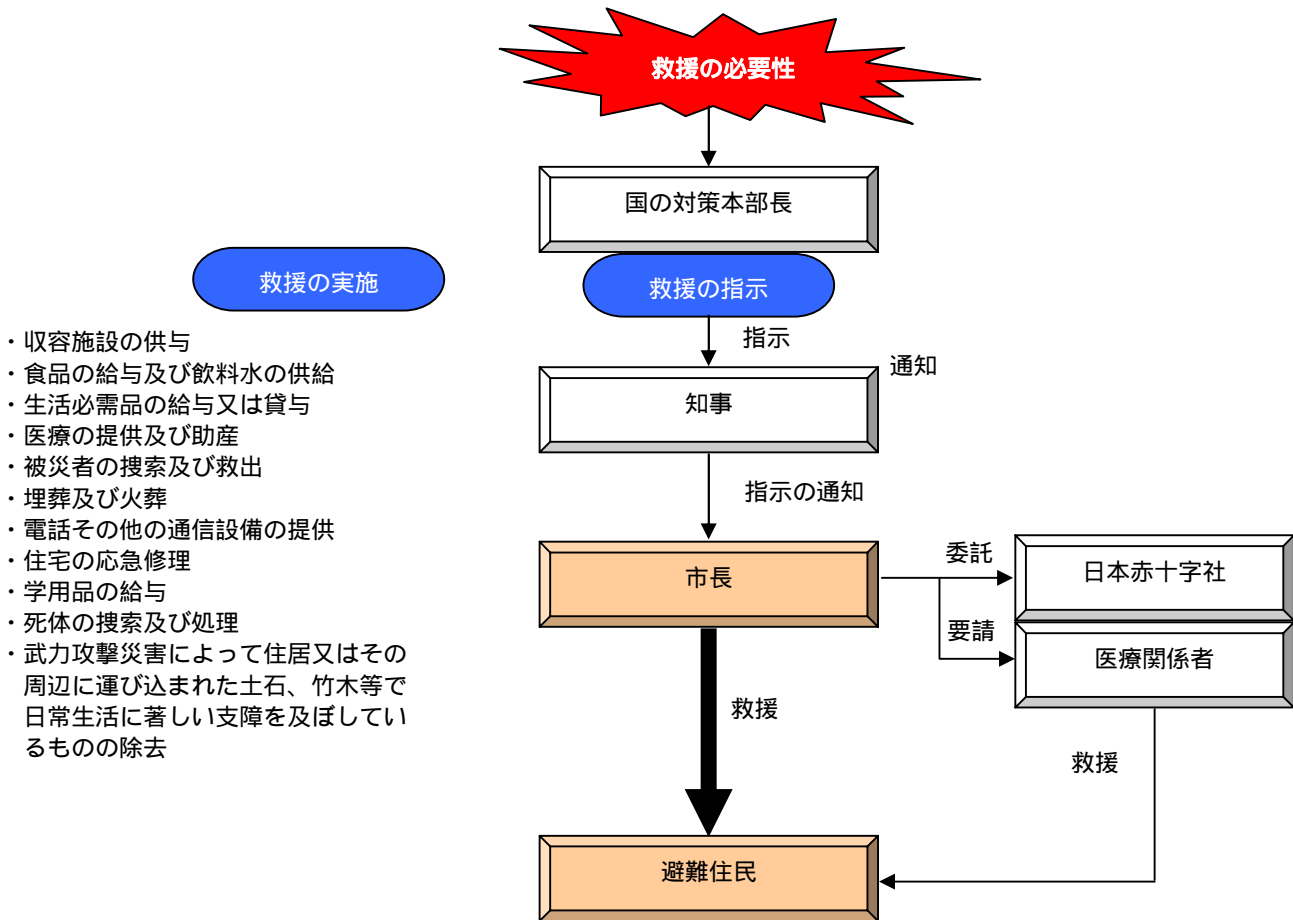
学用品の給与

死体の捜索及び処理

武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

なお、市長は、その事態に照らし緊急を要し、救援の指示を待ついとまがないと認められるときは、救援の指示の通知を待たずに救援を行う。

また、救援の実施における指示の流れは、次のとおりである。



2 関係機関との連携 <本部事務局、市民まちづくり部、関係部>

(1) 道との連携

市は、政令指定都市であり、国民保護法第184条の規定に従い、主体的に救援を行うことから、道と密接な連携を図り、道との間で救援の活動内容について情報の共有を図る。

(2) 他の市町村との連携

市長は、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対し、道内の他の市町村との調整を行うよう要請すると共に積極的な連携を図る。

(3) 日本赤十字社との連携

市長は、救援又はその応援の実施に関し、必要な事項を日本赤十字社北海道支部に委託することができる。この場合において、市長は、災害救助法における実務に準じた手続きにより委託を行う。

(4) 緊急物資の輸送の求め

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の輸送を求める場合は、第3編第4章第2の3の(12)に準じて行う。

(5) 近隣住民やボランティア等への協力の求め

市長は、救援を行うため必要があると認めるときは、当該救援を必要とする避難住民等及び避難先の近隣にいる住民やボランティア（以下「その近隣の者」という。）に対し、当該救援に必要な援助について協力を要請する。

なお、この協力の要請は強制にわたることがあってはならない。

また、市長は、その要請を受けて救援に必要な援助について協力をする者の安全の確保に十分配慮する。

(6) 民間からの救援物資の受入れ

市は、道や関係機関等と連携し、国民、企業等からの救援物資について、受入れを希望するものを把握し、また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備等を図る。

3 救援の内容 <本部事務局、関係部>

(1) 救援の基準等

市長は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成16年厚生労働省告示第343号。以下「救援の程度及び基準」という。）に基づき救援の措置を行う。

なお、市は、高齢者、障がい者、外国人及びその他特に配慮を要する者に対して、その特質に応じ、適切な救援が実施できるよう配慮する。あわせて、救援の実施に当たっては、性別の違いや乳幼児への対応にも配慮する。

(2) 救援における道との連携

市長は、知事が集約し、所有している資料の提供を求めるなどにより平素から準備した基礎的な資料を参考にしつつ、市対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施する。

また、道と連携して、NBC攻撃による特殊な医療活動の実施に留意する。

(3) 救援の内容

市長は、救援に関する次の から の措置について、知事を通じて国の対策本部長から救援の指示の通知のあった日（国民保護法第75条第1項、ただし書きの規定により市長が救援の指示の通知の前に救援を開始した場合には、その救援を開始した日）から厚生労働大臣が定める日までの期間、原則として現物支給により行う。

収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与

ア 避難所の開設

避難住民等を保護しその一時的な居住の安定を図るため、避難施設その他の

適切な場所に避難所を開設する。避難所の開設に当たっては、住民を収容可能な学校、公民館等公的施設、社会福祉施設、設置可能な仮設小屋、天幕等とその用地の把握に努めるとともに、冬期間においては、積雪寒冷の気候等に配慮する。また、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者に対し、福祉避難所の供与に努める。

収容期間が長期にわたる場合又は長期にわたるおそれのある場合、長期避難住宅等（賃貸住宅、宿泊施設の居室等を含む。）を供与する。なお、供与に当たっては、その用地の把握に努めるとともに、老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者を収容する長期避難住宅等の供与に配慮する。

イ 避難所の運営管理

避難所の適切な運営管理を行うに当たって、避難所における情報の伝達、食品、飲料水等の配布、清掃等については、避難住民等及びその近隣の者の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の市町村長に対して協力を求める。

また、避難住民等の健康状態を十分把握し、必要に応じ、救護所等を設けるとともに、仮設トイレの早期設置、冬期間における暖房など避難所の生活環境を確保するほか、必要に応じてプライバシーの確保、心のケアの問題等に配慮する。

ウ 応急仮設住宅等の建設

応急仮設住宅等を提供する必要がある場合には、必要な戸数を迅速に把握し、速やかに建設する。応急仮設住宅等の建設に必要な資機材が不足し、調達が困難な場合には、道を通じて国に資機材の調達について支援を求める。

炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

ア 供給・調達体制の確立

救援のために必要な食品、飲料水の調達・確保に当たっては、災害時における食品等の調達方法等を参考にして、避難生活が長期にわたることが想定される武力攻撃事態等においてもこれらの食品等が円滑に調達・確保できるよう、あらかじめ供給・調達体制の確立を図るよう努める。

イ 給与・供給の実施

給与又は貸与を実施するに当たって、提供対象人数及び世帯数の把握に努めるとともに、引渡場所や集積場所の確認、運送手段の調達などを行う。

ウ 道への支援要請

供給すべき物資が不足し、調達が困難な場合には、道に物資の調達について支援を求める。

被服、寝具その他生活必需品等の給与又は貸与

市は、次により速やかに生活必需品の給与又は貸与を実施する。

ア 避難住民等の人数等を把握し、生活必需品の必要量の見積りを行う。

イ 関係団体との協定に基づき要請等を行うことにより、生活必需品の調達を行う。

ウ 調達が困難な場合は、道に支援を要請する。

エ 備蓄生活必需品及び広域応援協定等により調達した生活必需品を避難住民等に供給する。

医療の提供及び助産

ア 医療機関による医療救護活動

市は、市立病院等において医療救護活動を行うほか、札幌市医師会等に協力を要請して医療救護班を編成し、区に設置する応急救護所等において医療救護活動を行う。応急救護所等における医療救護活動の主な内容は、トリアージ及び軽・中傷病者に対する応急手当とし、更に医療の必要なものは救急車等により、災害時基幹病院、災害救急告示医療機関等に搬送する。

また、市は、必要に応じて、知事を通じて災害拠点病院等に対して医療救護班の派遣の要請や被災地域以外の医療機関における広域的な後方医療活動の依頼を行う。

イ 傷病者搬送体制の確保

市は、区に設置する応急救護所等で対応出来ない傷病者について、受け入れ可能な災害時基幹病院、災害救急告示医療機関等に収容することを要請し、救急車等の保有車両を用いて搬送を行うものとする。

また、市は、傷病者等の搬送に際して、必要に応じ、関係機関に対し輸送手段の優先的確保等を依頼する。

ウ 医薬品等の確保

市は、北海道の備蓄医薬品等の供給体制を活用するとともに、本市との協定に基づき北海道医薬品卸商業組合に医薬品等の供給について要請を行う。

また、市は、医薬品等の不足が生じたときは、他の関係機関に医薬品等の供給について要請するなどの必要な措置を講じるよう努める。

エ 医療機関情報等の提供

市は、市内の医療機関の被災状況及び診療可能状況を把握し、札幌市医師会及び関係機関等、必要な箇所にその情報を提供する。

オ 医療救護班、医療ボランティア等の受け入れ調整

市は、医療救護班、医療ボランティア等を被災状況に応じて、迅速かつ円滑に受け入れるため、調整を行う。

被災者の捜索及び救出

武力攻撃災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者の捜索及び救出を実施する場合には、安全の確保に十分留意しつつ、道警察や消防機関等が中心となって行う捜索救出活動との連携を図る。

埋葬及び火葬

ア 埋葬及び火葬

市は、遺体の埋葬及び火葬について、遺体の処理を適切に進めるため、墓地、火葬場等関連する情報を速やかに収集するとともに、遺体の搬送の手配等を実

施する。

また、道・道警察及び他市町村等と協力し、身元の確認、遺族等への遺体の引渡し等に努める。

なお、市は、遺族等の引取り者がいない場合又は遺族等が埋・火葬を行うことが困難な場合は、応急的措置として、火葬及び焼骨の仮収蔵を行う。

イ 埋葬及び火葬の特例

保健衛生の確保等を目的として、国民保護法第122条及び国民保護法施行令第34条の規定に基づき墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号。以下「墓地埋葬法」という。）における埋葬及び火葬の手續に係る特例（厚生労働省が定める墓地埋葬法第5条及び第14条の特例）が定められ、市が対象となる地域に厚生労働大臣により指定された場合は、法令に定められた手續に従い埋葬及び火葬に関する事務を実施する。

【特例の具体的内容】

(ア)国民保護法第122条の規定により、その定める期間内に死亡した者の死体については、戸籍法に基づき、死亡届等を受理した市町村長以外の市町村長が埋葬等の許可を与えることができる。

(イ)国民保護法第122条の規定により、その定める期間内に死亡した者の死体の埋火葬を行おうとする者が、埋火葬の許可を申請するために市町村の窓口に行くことが困難な場合、墓地埋葬法第5条第1項の許可を不要とする。

電話その他の通信設備の提供

電気通信事業者である指定公共機関等の協力を得て、避難住民等に対する電話その他の通信手段の確保を図る。

提供に当たっては、聴覚障がい者等に対して必要な情報が入手できるよう配慮する。

武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理

避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれなくなつた後、武力攻撃災害により住家が半壊又は半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者に対して、居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分について、の「ウ 応急仮設住宅等の建設」と同様の手順により応急修理を実施する。

学用品の給与

市は、道と緊密に連携しつつ、小学校児童（盲学校、聾学校及び養護学校（以下「特殊教育諸学校」という。）の小学部児童を含む。）、中学校生徒（中等教育学校の前期課程及び特殊教育諸学校の中学部生徒を含む。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程、特殊教育諸学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。）の被災状況を情報収集し、学用品（教科書、文房具及び通学用品をいう。）を喪失又は損傷し、就学上支障がある場合は、被害の実情に応じ、学用品

を給与する措置を講ずる。

死体の捜索及び処理

ア 死体の捜索

市は、死体の捜索について、道警察、消防機関、自衛隊及び第一管区海上保安部等と連携して実施する。

イ 死体の処理

捜索等の結果、武力攻撃災害の際に死亡した者で社会混乱のため、その遺族が処置を行えない場合又は遺族がいない場合は、市は、関係機関と連携し、死体の洗浄、縫合、消毒等の処理、死体の一時保存、検案等の措置を行う。

武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、障害物の除去の対象となる住居等の状況を収集し、住民の生活に著しい支障及び危険を与え、又は与えると予想される場合並びにその他公共的立場から必要と認めたとときに行う。

4 医療活動等を実施する際に特に留意すべき事項 <本部事務局、保健福祉部、医療部、消防部>

市は、核攻撃、生物剤による攻撃、化学剤による攻撃の場合には、国及び道と連携して、医療活動等を実施する。

また、迅速な患者の搬送等必要に応じ、関係機関に対し協力を要請する。

5 救援の際の物資の売渡し要請等 <本部事務局、保健福祉部、経済部、都市部、医療部>

(1) 救援の際の物資の売渡し要請等

市長は、救援を行うため必要があると認めるときは、国民保護法の規定に基づき、次の措置を講ずる。この措置は、国民保護措置を実施するために必要最小限のものに限り行うこととし、公用令書の交付等公正かつ適切な手続の下に行う。

救援の実施に必要な医薬品等の物資であって、生産、販売、輸送等を業とする者が取り扱う物資（以下「特定物資」という。）について、その所有者に対する当該特定物資の売渡しの要請

収容施設や臨時の医療施設を開設するための土地等の使用（原則土地等の所有者及び占有者の同意が必要）

特定物資の収用、保管命令、土地等の使用に必要な立入検査

医療関係者に対して医療の要請（医療の提供を行う場所及び期間その他必要事項を明示）

なお、緊急の必要があると認めるときは、次の措置を講ずる。

特定物資を確保するための当該特定物資の保管命令（特定物資の保管を命じ

た者に対する報告の求め及び保管状況の立入検査)

また、救援を行うため特に必要があると認めるときに限り、次の措置を講ずる。

正当な理由がないにもかかわらず、その所有者が の措置に応じない場合、特定物資の収用

正当な理由がないにもかかわらず、その所有者若しくは占有者が の措置に応じない場合、又はその所有者若しくは占有者の所在が不明であるため同意を求めることができない場合、土地等の所有者及び占有者の同意を得ないで当該土地等の使用

正当な理由がないにもかかわらず、当該医療関係者が に応じない場合、医療の指示

なお、国民保護措置の円滑な実施を担保するため、 の保管命令に従わず、特定物資を隠匿し、損壊し、破棄し、又は搬出した者に対しては、国民保護法第189条に基づく罰則（6ヶ月以下の懲役又は30万円以下の罰金）が課せられる。

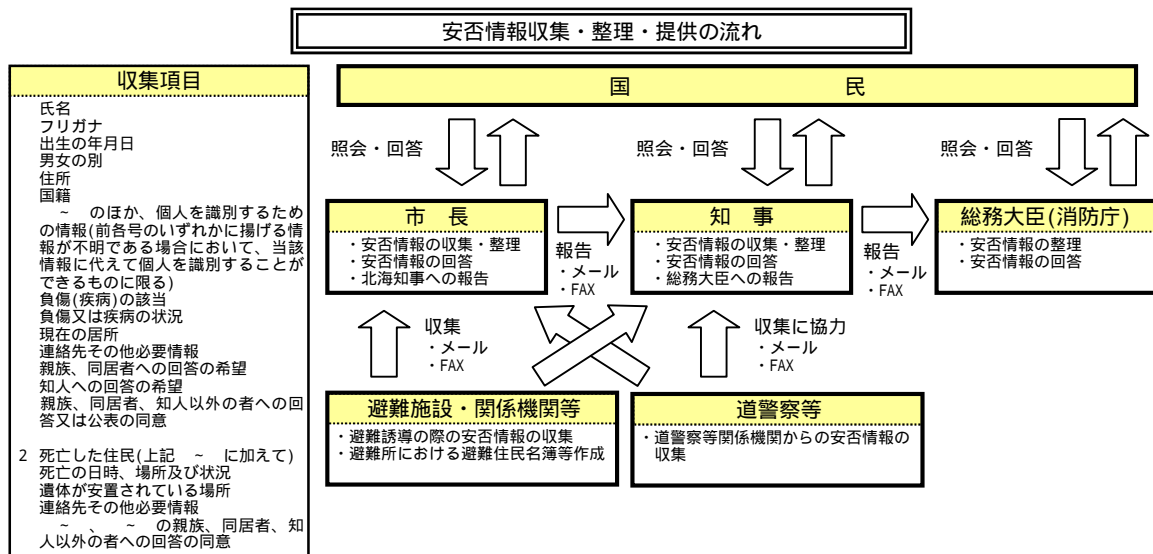
(2) 医療の要請等に従事する者の安全確保

市長は、医師、看護師その他の医療関係者に対し、医療を行うよう要請し、又は医療を行うべきことを指示する場合には、当該医療関係者に当該医療を的確かつ安全に実施するために必要な情報を随時十分に提供すること等により、医療関係者の安全の確保に十分に配慮する。

第6章 安否情報の収集・提供

市は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえるとともに個人情報保護に配慮して行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を、以下のとおり定める。

安否情報の収集、整理及び提供の流れは、下記のとおりである。



1 安否情報の収集 <本部事務局、各部>

(1) 安否情報の収集

市は、避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している市が管理する医療機関、諸学校等からの情報収集、道警察、第一管区海上保安部等への照会などにより安否情報の収集を行う。

安否情報の収集に当たっては、避難住民又は武力攻撃災害により負傷した住民については安否情報省令第1条に規定する様式第1号を、武力攻撃災害により死亡した住民については同様式第2号を用いて行う。

また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、外国人登録原票等の市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。

(2) 安否情報収集の協力要請

市は、安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力を行うよう要請する場合は、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自

主的な判断に基づくものであることに留意する。

なお、安否情報の収集に当たっては、市は、個人情報の保護及び報道の自由に十分な配慮を行う。

(3) 安否情報の整理

市は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理しておく。

2 道に対する報告 <本部事務局>

市は、道への報告に当たっては、原則として、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、電子メールで道に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

3 安否情報の照会に対する回答 <本部事務局、市民まちづくり部、区本部>

(1) 安否情報の照会の受付

市は、市対策本部を設置すると同時に、開設した安否情報の照会窓口、電話及びファックス番号、メールアドレスについて、住民に周知する。

住民からの安否情報の照会は、照会者本人が、安否情報省令第3条に規定する様式第4号に必要事項を記載した書面を、市に設置する照会窓口へ提出することにより受け付けるのを原則とするが、やむをえない理由がある場合は、照会窓口における本人による口頭での照会も受け付ける。なお、市は、安否情報の照会に当たっては、本人確認等を行うため、照会者に対し、本人であることを証明する書類（運転免許証、健康保険の被保険証、外国人登録証明書、住基カード等）を照会窓口において提出又は提示させることとする。

安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、電話、ファックス、電子メールなどでの照会も受け付ける。この場合及びにおいて照会者が本人であることを証明する書類を照会窓口へ提出又は提示できない場合には、市は、照会者の住所、氏名、生年月日及び性別について、照会者の住所地市町村が保有する住民基本台帳と照合すること等により、本人確認を行うこととする。

(2) 安否情報の回答

市は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、原則として被照会者の同意に基づき、安否情報省令第4条に規定する様式第5号に

より、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。

市は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を様式第5号により回答する。

市は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を確実に把握する。

(3) 個人の情報の保護への配慮

安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するなど、安否情報データの管理を徹底する。

安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等に係る個人情報保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

4 日本赤十字社に対する協力 <本部事務局、市民まちづくり部>

市は、日本赤十字社北海道支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

当該安否情報の提供に当たっても、3(2)、(3)と同様に、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

第7章 武力攻撃災害への対処

第1 武力攻撃災害への対処

市は、武力攻撃災害への対処においては、災害現場における通常に対応とともに、特殊な武力攻撃災害への対応、活動時の安全の確保及び基本的人権への配慮に留意しながら他の機関との連携のもとで活動を行う必要があり、武力攻撃災害への対処に関して基本的な事項を、以下のとおり定める。

1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方 <本部事務局、各部>

(1) 武力攻撃災害への対処

市長は、国や道等の関係機関と協力して、市の区域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

(2) 知事への措置要請

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、NBC攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、市長が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

(3) 対処に当たる職員の安全の確保

市は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

(4) 基本的人権への配慮

市は、武力攻撃災害への対処においては、基本的人権を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続きの下に行う。

2 武力攻撃災害の兆候の通報 <本部事務局、各部>

(1) 市長への通報

市職員は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受けたときは、速やかに、その旨を市長に通報する。

(2) 知事への通知

市長は、武力攻撃災害の兆候に関する通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を知事に通知する。

第2 応急措置等

市長は、武力攻撃災害が発生した場合において、特に必要があると認めるとき自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことが必要であり、それぞれの措置の実施に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 事前措置 <本部事務局、関係部>

市長は、武力攻撃災害が発生する恐れがあり、武力攻撃災害の拡大を防止するため緊急の必要があると認めるときは、武力攻撃災害が発生した場合においてこれを拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、武力攻撃災害の拡大を防止するため必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

また、市長は、市の職員のみでは、十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長に対し、事前措置を行うことを要請する。

2 退避の指示 <本部事務局、総務部、消防部、区本部、関係部>

(1) 退避の指示

市長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、住民に対し退避の指示を行う。

この場合において、退避の指示に際し、必要により現地調整所を設けて、又は、関係機関により現地調整所が設置されている場合には、職員を早急に派遣して、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。

また、市長は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられる次のような場合には、「屋内への退避」を指示する。

NBC攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき

ゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき

【退避の指示】

退避の指示は、武力攻撃災害に伴う目前の危険を一時的に避けるため、特に必要がある場合に地域の実情に精通している市長が独自の判断で住民を一時的に退避させるものである。

(2) 退避の指示に伴う措置等

市長は、退避の指示を行ったときは、広報車等により速やかに住民に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。また、退避の指示の内容等について、知事に通知を行う。

市長は、退避の指示をする場合において、必要があると認めるときは、その退避先を指示する。

市長は、市の職員のみでは、十分な対応が困難であると認めるときは、警察官に対し、必要と認める地域に対する退避の指示を行うことを要請する。

市長は、知事や警察官等から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

市長は、退避の必要がなくなったとして指示を解除した場合は、直ちにその旨を公示するとともに、知事に通知する。

(3) 安全の確保等

市長は、退避の指示を住民に伝達する市の職員(消防団員を含む。)に対して、二次被害が生じないよう国及び道からの情報や市で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を提供するほか、消防機関及び道警察等と現地調整所等において連携を密にしながら活動させるなど、安全の確保に配慮する。

市の職員(消防団員を含む。)が退避の指示に係る地域において活動する際には、市長は、必要に応じて道警察、自衛隊等の意見を聞くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、活動している市の職員等が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保する。また、活動している市の職員等の退避方法等の確認を行う。

市長は、退避の指示を住民に伝達する市の職員等に対して、武力攻撃事態等においては、必ず特殊標章等を交付し、着用させる。

3 警戒区域の設定 <本部事務局、総務部、消防部、区本部、関係部>

(1) 警戒区域の設定

市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地調整所等における関係機関の助言等から判断し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

【警戒区域の設定】

警戒区域の設定は、武力攻撃災害に伴う目の危険を避けるため、特に必要がある場合において、退避の指示と同様に、地域の実情に精通している市長が独自の判断で一時的な立入制限区域を設けるものである。

警戒区域は、一定の区域をロープ等で明示し、当該区域内への立入制限等への違反については、罰則を科して履行を担保する点で退避の指示とは異なるものである。

(2) 警戒区域の設定に伴う措置等

市長は、市対策本部に集約された情報のほか、現地調整所における道警察、自衛隊からの助言を踏まえて、警戒区域の範囲の決定や変更等を行う。

なお、NBC攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて警戒区域の範囲を決定する。

市長は、警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、広報車等を活用して住民に広報・周知するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

市長は、警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、道警察、消防機関等と連携して、車両及び住民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地調整所等における関係機関との情報共有にもとづき、緊急時の連絡体制を確保する。

市長は、市の職員のみでは、十分な対応が困難であると認めるときは、警察官に対し、必要と認める地域に対する警戒区域の設定を要請する。

市長は、知事や警察官等から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保

市長は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する職員の安全の確保を図る。

4 応急公用負担等 <本部事務局、消防部、関係部>

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用

武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは、保管）

なお、市長は、上記の職権を行使した場合は、別に定めるところにより、通常生ずべき損失を補償する。

各実施者による武力攻撃災害への対処一覧

	緊急通報の発令 ¹	事前措置	退避の指示	警戒区域の設定	応急公用負担
1 知事		（市長に劣後）	（市長に劣後）	（市長に劣後）	
2 市長	×				
3 警察官 ²	×	（1又は2の要請）	（1又は2の要請若しくは緊急の場合）	（1又は2の要請若しくは緊急の場合）	（1又は2の要請若しくは緊急の場合）
4 自衛官 ³	×	×	（1～3が対処できない場合）	（1～3が対処できない場合）	（1～3が対処できない場合）

1 「緊急通報の発令」については、第4章第1の2に記述

2 事前措置の実施者はそれぞれ「警察署長」

3 上記の措置を実施できる自衛官は、防衛出動若しくは治安出動を命ぜられた自衛隊の部隊のうち国民の保護のための措置の実施を命ぜられた部隊等又は国民保護派遣を命ぜられた部隊等の自衛官

5 消防に関する措置等 <本部事務局、保健福祉部、医療部、消防部>

(1) 市が行う措置

市長は、消防局等による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、道警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。

(2) 消防局等の活動

消防局等は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民を保護するため、職員(消防団員を含む。)の活動上の安全確保に配慮しつつ、消火・救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減する。

この場合において、消防局は、その設備及び人員を活用し武力攻撃災害への対処

を行うとともに、消防団は、消防署長の所轄の下で、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行う。

(3) 消防相互応援協定等に基づく応援要請

市長は、市の区域内の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、知事又は他の市町村長に対し、北海道広域消防相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行う。

(4) 緊急消防援助隊等の応援要請

市長は、(3)による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画及び緊急消防援助隊運用要綱に基づき、知事を通じ又は、必要に応じ、直接に消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火・救助・救急活動の応援等を要請する。

(5) 消防の応援の受入れ体制の確立

市長は、消防に関する応援要請を行ったとき及び消防庁長官による緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行なわれるよう、知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど消防の応援の受入れに関して必要な事項の調整を行う。

(6) 消防の相互応援に関する出動

市長は、他の被災市町村の長から北海道広域消防相互応援協定等に基づく応援要請があった場合及び消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合に伴う消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、知事との連絡体制を確保するとともに、出動可能な消防部隊の把握を行うなど、消防の応援出動等のための必要な措置を行う。

(7) 医療機関との連携

市長は、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。

(8) 安全の確保

市長は、消火・救助・救急活動等を行う要員に対し、二次被害を生じることがないように、国対策本部及び道対策本部からの情報を市対策本部に集約し、全ての最新情報を提供するとともに、道警察等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。

その際、市長は、必要により現地に職員を派遣し、消防機関、道警察、自衛隊等と共に現地調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整にあたらせるとともに、市対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行

う。

市長は、知事又は消防庁長官から、被災地となった他市に対する消防の応援等の指示を受けたときは、武力攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害の状況、災害の種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し情報の提供及び支援を行う。

消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防局と連携し、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。

市長及び消防長は、特に現場で活動する職員(消防団員を含む。)等に対し、必ず特殊標章等を交付し着用させるものとする。

第3 生活関連等施設における災害への対処等

市は、生活関連等施設などの特殊な対応が必要となる施設について、国の方針に基づき必要な対処が行えるよう、国、道及びその他の関係機関と連携した市の対処に関して、以下のとおり定める。

1 生活関連等施設の安全確保 <本部事務局、消防部、関係部>

(1) 生活関連等施設の状況の把握

市は、市対策本部を設置した場合においては、市内に所在する生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集する。

(2) 市による支援

市は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行う。また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。

(3) 市が管理する施設の安全の確保

市長は、市が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。

この場合において、市長は、必要に応じ、道警察及びその他の行政機関に対し、支援を求める。

また、このほか、生活関連等施設以外の市が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

ただし、公の施設の管理を指定管理者に行わせている場合は、当該指定管理者と調整したうえで、上記の措置を講ずる。

2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

<本部事務局、保健福祉部、消防部

>

(1) 危険物質等に関する措置命令

市長は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、武力攻撃災害発生防止のための必要な措置を講ずべきことを命ずる。

なお、避難住民の輸送などの措置において当該物質等が必要となる場合は、関係機関と市対策本部で所要の調整を行う。

(2) 危険物質等について市長が命ずることができる対象及び措置

【対象】

市の区域に設置される消防法第2条第7項の危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）又は一の消防本部等所在市の区域のみに設置される移送取扱所において貯蔵し、又は取り扱うもの（国民保護法施行令第29条）

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第2条第1項の毒物及び同条第2項の劇物（同法第3条第3項の毒物劇物営業者、同法第3条の2第1項の特定毒物研究者並びに当該毒物及び劇物を業務上取り扱う者が取り扱うものに限る。）を毒物及び劇物取締法第4条第1項の登録を受けた者が取り扱うもの

【措置】

危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限（危険物については、消防法第12条の3、毒物劇物については、国民保護法第103条第3項第1号）

危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限（国民保護法第103条第3項第2号）

危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄（国民保護法第103条第3項第3号）

(3) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

市長は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求める。また、市長は、(2)の措置 ~ の措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

第4 N B C 攻撃による災害への対処等

市は、N B C 攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置を、以下のとおり講ずる。

<本部事務局、保健福祉部、水道部、消防部、関係部

>

(1) 応急措置の実施

市長は、N B C 攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避を指示し、又は警戒区域を設定する。

市は、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。

(2) 国の方針に基づく措置の実施

市は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、道を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

(3) 関係機関との連携

市長は、N B C 攻撃が行われた場合は、市対策本部において、道警察、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。

その際、必要により現地調整所を設置し(又は職員を参画させ)、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、市長は、現地調整所の職員から最新の情報についての報告を受けて、当該情報をもとに、道に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

(4) 汚染原因に応じた対応

市は、N B C 攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び道との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

核攻撃等の場合

市は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を道に直ちに報告する。また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理

を行いつつ、活動を実施させる。

生物剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。また、道警察等の関係機関と連携して、保健所等による消毒等の措置を行う。

【生物剤を用いた攻撃の場合における対応】

天然痘等の生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには既に被害が拡大している可能性がある。生物剤を用いた攻撃については、こうした特殊性にかんがみ、特に留意が必要である。

このため、危機管理対策室においては、生物剤を用いた攻撃の特殊性に留意しつつ、生物剤の散布等による攻撃の状況について、通常の子害の状況等の把握の方法とは異なる点にかんがみ、保健福祉局等と緊密な連絡を取り合い、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベイランス（疾病監視）による感染源及び汚染地域への作業に協力することとする。

化学剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行う。

(5) 市長の権限

市長は、知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、道警察等の関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。

法第108条 第1項	対象物件等	措置
1号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄
2号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止
3号	死体	・移動の制限 ・移動の禁止
4号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄
5号	建物	・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖
6号	場所	・交通の制限 ・交通の遮断

市長は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等）に通知する。

上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

1 .	当該措置を講ずる旨
2 .	当該措置を講ずる理由
3 .	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所）
4 .	当該措置を講ずる時期
5 .	当該措置の内容

市長は、前記の措置を講ずるため必要があると認めるときは、その職員に、他人の土地、建物、その他の工作物又は船舶若しくは航空機に立ち入らせることができる。

その場合は、通知することが困難であるときを除き、あらかじめその旨を当該土地等の占有者又は所有者に通知する。

他人の土地等に立ち入ろうとする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示する。

(6) 要員の安全の確保

市長は、NBC攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地調整所や道から積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

第8章 被災情報の収集及び報告

市は、被災情報を収集するとともに、知事に報告することとされていることが被災情報の収集及び報告に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

<本部事務局、各部>

(1) 被災情報の収集

市は、電話、電子メールその他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。

市は、情報収集に当たっては道警察及び自衛隊等との連絡を密にする。

(2) 被災情報の報告

市は、道及び消防庁に対し火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知）に基づき、電子メール、FAX等により直ちに被災情報の第一報を報告する。

市は、第一報を消防庁に報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報についてあらかじめ定めた様式に従い、電子メール、FAX等により道が指定する時刻に道に対し報告する。

なお、新たに重大な被害が発生した場合など、市長が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、道及び消防庁に報告する。

第9章 保健衛生の確保その他の措置

市は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 保健衛生の確保 <本部事務局、保健福祉部、水道部、区本部>

市は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。

(1) 保健衛生対策

市は、避難先地域において、道と連携し医師等保健医療関係者による健康相談、指導等を実施する。

この場合において、高齢者、障がい者等の心身の健康状態には特段の配慮を行う。

(2) 防疫対策

市は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、道、近接市町村等と連携し感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を実施する。

(3) 食品衛生確保対策

市は、避難先地域における食中毒等の防止をするため、道と連携し、食品等の衛生確保のための措置を実施する。

(4) 飲料水衛生確保対策

市は、避難先地域における感染症等の防止をするため、道と連携し、飲料水確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等についての住民に対して情報提供を実施する。

市は、地域防災計画の定めに基づいて、水道水の供給体制を整備する。

市は、水道施設の被害状況の把握を行うとともに、供給能力が不足する、または不足すると予想される場合については、道に対して水道用水の緊急応援にかかる要請を行う。

(5) 栄養指導対策

市は、避難先地域の住民の健康維持のため、栄養管理、栄養相談及び指導を道と連携し実施する。

2 廃棄物の処理 <本部事務局、環境部>

(1) 廃棄物処理の特例

市は、環境大臣が指定する特例地域においては、道と連携し廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。

市は、により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

(2) 廃棄物処理対策

市は、地域防災計画の定めに基づいて、「震災廃棄物対策指針」（平成10年厚生省生活衛生局作成）等を参考とし、廃棄物処理体制を整備する。

市は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、または不足すると予想される場合については、道に対して他の市町村からの応援等の要請を行う。

3 文化財の保護 <本部事務局、観光文化部>

(1) 重要文化財等に関する命令又は勧告の告知等

市は、市が保有する市の区域に存する重要文化財等（重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物をいう。）に関し、文化庁長官が武力攻撃災害による重要文化財等の被害を防止するため命令又は勧告を行う場合には、所定の手続きに従って、速やかに必要な措置を講ずる。

また、市は、必要に応じ、文化庁長官に対する支援の求めを行う。

第10章 国民生活の安定に関する措置

市は、武力攻撃事態等においては、生活関連物資等や水の安定的な供給等を実施するために、国民生活の安定に関する措置について、以下のとおり定める。

1 生活関連物資等の価格安定 <本部事務局、市民まちづくり部>

市は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（以下「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するため、次に掲げる措置を講ずる。

生活関連物資等の価格の高騰、買占め及び売惜しみの防止のための調査や監視を行い、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請等を実施する。

生活関連物資等の需給・価格動向について、物価情報ネットワーク等を活用しつつ、必要な情報共有に努めるとともに、国民への情報提供や相談窓口を設置する。

また、市は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、次に掲げる措置を講ずる。

生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号）に基づく物資の売渡しの指示及び命令等

国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）に基づく物資の標準価格又は販売価格の表示の指示及び指示に従わない小売業者の公表等

物価統制令（昭和21年勅令第118号）に基づく統制額を超える契約等に対する例外許可等

2 避難住民等の生活安定等 <本部事務局、財政部、教育部、関係部>

(1) 被災児童生徒等に対する教育

市教育委員会は、道教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

(2) 公的徴収金の減免等

市は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、市税

その他本市の徴収金について、申告、申請及び請求等の書類、納付または納入に関する期間の延期並びに徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施することができる。

3 生活基盤等の確保 <本部事務局、建設部、水道部>

(1) 水の安定的な供給

水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者として、市は、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

(2) 公共施設の適切な管理

河川及び下水道管理施設、道路等の管理者として、市は、当該公共施設を適切に管理する。

第 1 1 章 緊急輸送路の確保

市は、武力攻撃事態等において、住民の避難、緊急物資の輸送その他の措置が的確かつ迅速に実施されるよう、道及び道警察等と連携することとし、緊急輸送路の確保に必要な事項について、以下のとおり定める。

<本部事務局、建設部、区本部

>

(1) 交通状況の把握

市は、道及び道警察等の関係機関からの情報に加え、保有する手段を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

(2) 緊急輸送路の確保

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置が的確かつ円滑に行われるようにするため、道及び道警察等の関係機関により交通規制が実施された場合は、道及び道警察等と連携し緊急輸送路の確保に当たる。

また、市は、緊急輸送路の確保に当たっては、人命の安全、被害の拡大防止、国民保護措置の的確かつ円滑な実施に配慮する。

(3) 交通規制等の周知徹底

市は、国民保護措置が的確かつ円滑に行われるようにするため、道及び道警察等の関係機関により交通規制が実施された場合は、道及び道警察等と連携し、直ちに必要な事項について、住民、運転者等に周知徹底を図る。

(4) 緊急輸送路確保のための措置

市は、市が管理する道路に係る緊急輸送路の障害物の除去について、道及び道警察等の関係機関と協力し、状況に応じて必要な措置をとる。

(5) 関係機関等との連携

市は、緊急輸送路の確保に当たっては、道及び道警察等の関係機関と密接に連携を取る。

第 1 2 章 赤十字標章等及び特殊標章等の交付及び管理

市は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する赤十字標章及び身分証明書（以下「赤十字標章等」という。）、特殊標章及び身分証明書（以下「特殊標章等」という。）を交付及び管理することとなるため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について、以下のとおり定める。

<本部事務局、保健福祉部、消防部、関係部>

【赤十字標章等及び特殊標章等の意義】

1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）において規定される赤十字標章等及び国際的な特殊標章等は、それぞれ国民の保護のために重要な役割を担う医療行為及び国民保護措置に係る職務、業務又は協力（以下この章において「職務等」という。）を行う者及びこれらの者が行う職務等に使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等（以下この章において「場所等」という。）を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

(1) 国民保護法で規定される赤十字標章等及び特殊標章等

赤十字標章等

ア 標章

第一追加議定書（1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書））第8条（1）に規定される特殊標章（下記のとおり、白地に赤十字、赤新月又は赤のライオン及び太陽から成る。）。

イ 信号

第一追加議定書第8条（m）に規定される特殊信号（医療組織又は医療用輸送手段の識別のための信号又は通報）

ウ 身分証明書

第一追加議定書第18条3に規定される身分証明書（様式は「資料編」に掲載）

エ 識別番号

医療関係者、医療機関、医療のために使用される場所及び医療用輸送手段等



（白地に赤十字）



（白地に赤新月）



（白地に赤のライオン及び太陽）

ただし、赤のライオン及び太陽の標章は、いずれの国も1980年以降使用していない。

また、赤新月の標章は、イスラム教国において使用されるものである。

特殊標章等

ア 特殊標章

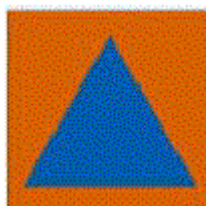
第一追加議定書第66条3に規定される国際的な特殊標章（オレンジ色地に青の正三角形）

イ 身分証明書

第一追加議定書第66条3に規定される身分証明書（様式は資料編に記載）

ウ 識別対象

国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る協力等のために使用される場所等



（オレンジ色地に青色の正三角）

(2) 赤十字標章等の交付及び管理

市長は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制担当）通知）」に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、以下に示す医療関係者等に対し、赤十字標章等を交付及び使用させる。

避難住民等の救援を行う医療機関又は医療関係者

避難住民等の救援に必要な援助について協力をする医療機関又は医療関係者（及び に掲げる者の委託により医療に係る業務を行うものを含む）

(3) 特殊標章等の交付及び管理

市長及び消防長は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制担当）通知）」に基づき、具体的な交付要綱（「市の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱（例）」及び「消防本部の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱（例）」（平成17年10月27日消防国第30号国民保護室長通知）を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。

市長

ア 市の職員（消防長の所轄の消防職員を除く。）で国民保護措置に係る職務を行うもの

イ 消防団長及び消防団員

ウ 市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者

- エ 市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者
消防長
- ア 消防長の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行うもの
- イ 消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ウ 消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(4) 赤十字標章等及び特殊標章等に係る普及啓発

市は、国、道、日本赤十字社及びその他関係機関と協力しつつ、ジュネーブ諸条約及び第一追加議定書に基づく武力攻撃事態等における赤十字標章等及び特殊標章等の使用の意義について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。

第4編 復旧等

第1章 応急の復旧

市は、武力攻撃災害により市が管理する施設及び設備に被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講じることとし、応急の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方 <本部事務局、各部>

(1) 応急の復旧の実施体制等の整備

市は、管理する施設及び設備の被害状況の把握及び応急の復旧を行うため、自然災害に対する既存の仕組みを有効に活用し、あらかじめ即応できる体制及び資機材を整備するよう努める。

(2) 市が管理する施設及び設備の緊急点検等

市は、武力攻撃災害により市が管理する施設及び設備に被害が発生した場合には、周囲が安全であることを確認した上で、被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

(3) 通信機器の応急の復旧

市は、武力攻撃災害により、防災行政無線等関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、予備機への切替等を行うとともに、速やかな復旧措置を講ずる。また、復旧措置を講じてもおお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、直ちに総務省北海道総合通信局にその状況を連絡する。

(4) 道に対する支援要請

市は、応急の復旧のための措置を講ずるに当たり必要がある場合は、道に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

2 公共施設の応急の復旧 <本部事務局、建設部、交通部、水道部>

(1) ライフライン施設の応急の復旧

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、市が管理するライフライン施設（上下水道施設）について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。

(2) 輸送の確保に関する応急の復旧

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、市が管理する道路、地下鉄、路面電車等の交通施設について、速やかに被害の状況を把握し、その状況を道に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

第2章 武力攻撃災害の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、武力攻撃災害の復旧を行うこととし、これに関して必要な事項について、以下のとおり定める。

<本部事務局、各部>

(1) 国における所要の法制の整備等

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、市は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針にしたがって道と連携して実施する。

(2) 市が管理する施設及び設備の復旧

市は、武力攻撃災害により市の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。また、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案し、道と連携して、当面の復旧の方向を定める。

第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

市が国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求 (危機管理対策室、会計室、財政局、関係局区)

(1) 国に対する負担金の請求方法

市は、国民保護措置の実施に要した費用で市が支弁したのものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

(2) 関係書類の保管

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

2 損失補償、実費弁償及び損害補償 (危機管理対策室、会計室、総務局、財政局、保健福祉局、関係局区)

(1) 損失補償

市は、国民保護法に基づく土地等の一時使用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償を行う。

(2) 実費弁償

市は、大都市特例により国民保護法に基づいて行った医療の実施の要請又は指示に従って医療を行う医療関係者に対しては、国民保護法施行令で定める基準に従い、その実費を弁償する。

(3) 損害補償

市は、国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い損害補償を行う。

3 総合調整及び指示に係る損失の補てん (危機管理対策室、会計室、財政局、関係局区)

市は、道の対策本部長が総合調整を行い、又は避難住民の誘導若しくは避難住民の

運送に係る指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続に従い、道に対して損失の請求を行う。

ただし、市の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りではない。

第5編 緊急対処事態への対処

第1章 緊急対処事態への対処

緊急対処事態は、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、原則として、武力攻撃事態等への対処に準じて行うこととされており、その取扱い上の留意すべき点について以下のとおり定める。

<本部事務局、各部>

1 緊急対処事態における警報の通知及び伝達

緊急対処事態においては、国の対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、市は、緊急対処事態における警報については、通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関、当該地域に所在する施設の管理者及び当該地域をその業務の範囲とする指定地方公共機関等に対し通知及び伝達を行う。

なお、緊急対処事態における警報の通知及び伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の通知及び伝達に準じて、これを行う。

2 赤十字標章等の標章の取扱い

赤十字標章等及び特殊標章等は、国際的な武力紛争において使用されるものであることから、武力攻撃事態等における赤十字標章等の標章に関する国民保護法の規定は、国際的な武力紛争ではない緊急対処事態には準用されていないので留意する。

3 国民経済上の措置の取扱い

武力攻撃事態が長期にわたる場合を前提とした国民経済上の措置に関する国民保護法の規定(生活関連物資等の価格の安定、金銭債務の支払猶予等に関する規定)は、長期にわたるものと想定していない緊急対処事態には準用されていないので留意する。

4 内閣総理大臣の指示及び代執行に関する取扱い

地方公共団体の長等に対して内閣総理大臣が指示権等を行わせる必要がある状況は、武力攻撃事態等ではない緊急対処事態においては想定しにくいものであり、内閣総理大臣の指示・代執行権に関する国民保護法の規定は、緊急対処事態においては準用されていないので留意する。

5 平時の準備に関する取扱い

緊急対処事態においては、武力攻撃事態への備えとして行われる備蓄や避難施設等を活用することとし、備蓄や避難施設等の平時における備えに関する国民保護法の規定は、緊急対処事態においては準用されていないので留意する。

基本用語の説明

市国民保護計画で使用する主な用語の意義について定める。

あ行

用語	意義
e - ラーニング	パソコンやコンピュータなどを利用して教育を行うこと。教室で学習を行う場合と比べて、遠隔地にも教育を提供できる点や、コンピュータならではの教材が利用できる点などが特徴。
N B C 攻撃	核兵器(Nuclear weapons)、生物兵器(Biological weapons)又は化学兵器(Chemical weapons)による攻撃をいう。
L G W A N	総合行政ネットワーク(Local Government Wide Area Network)の略称。地方公共団体の組織内ネットワークを相互に接続し、高度情報流通を可能とする通信ネットワークとして整備された行政専用のネットワーク。霞ヶ関 WAN との接続により国の各府省庁との間の情報交換も行える。
応急公用負担	行政機関が、武力攻撃への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときに、第三者に対し正当な補償の下に物的な負担をを求めることをいう。
応急措置	武力攻撃災害等の発生又は拡大を防止するため実施する応急の措置をいう。

か行

用語	意義
危険物質等	引火若しくは爆発又は空気中への飛散若しくは周辺地域への流出により人の生命、身体又は財産に対する危険が生ずるおそれがある物質(生物を含む。)で政令で定めるものをいう。
基本指針	国民保護法における「国民の保護に関する基本指針」をいい、政府が、武力攻撃事態等に備えて、国民の保護のための措置に関してあらかじめ定める基本的な指針のことをいう。指定行政機関及び都道府県が定める国民保護計画並びに指定公共機関が定める業務計画の基本となる。
緊急通報	武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、当該武力攻撃災害による住民の生命、身体又は財産に対する危険を防止するため知事が発令するものをいう。
緊急消防援助隊	大規模災害発生時における人命救助活動等をより効果的かつ迅速に実施する体制を国として確保するために、平成7年に創設された消防の広域援助体制。

緊急対処事態	武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態(後日対処基本方針において武力攻撃事態であることの認定が行われることとなる事態を含む。)で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。
緊急対処事態対策本部	緊急対処事態対処方針が定められたときに、当該方針に係る対処措置の実施を推進するため、内閣総理大臣が閣議にかけて、臨時に内閣に設置される事態対処法第26条に定める組織のこと。当該対策本部の長は、内閣総理大臣(内閣総理大臣に事故があるときは、そのあらかじめ指名する国務大臣)をもって充てられる。武力攻撃事態等対策本部の規定がほとんど準用されるが、対策本部長の総合調整権(事態対処法第14条)、内閣総理大臣の是正の指示や代執行の権限(同法第15条)、総合調整又は指示に基づく損失補てん(同法16条)の規定は準用されない。
緊急対処保護措置	緊急対処事態対処方針(緊急対処事態に至ったときに、政府が定める対処方針のこと。)が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体、指定公共機関、指定地方公共機関が、事態対処法第25条第3項第2号に掲げる措置、その他これらの者が当該措置に関し国民の保護のための措置に準じて法律の規定に基づいて実施する措置をいう。
緊急物資	避難住民等の救援に必要な物資及び資材その他国民の保護のための措置の実施に当たって必要な物資及び資材をいう。
警戒区域	市長が、武力攻撃災害による住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときに設定する。関係者以外の立入りの制限若しくは禁止又は退去命令を行うことができる区域をいう。
警報	武力攻撃から国民の生命、身体又は財産を保護するため、緊急の必要があると認めるときに、国の対策本部長が基本指針及び対処基本方針の定めるところにより発令するものをいう。
国の対策本部	事態対処法に基づき対処基本方針を定められたときに、内閣に設置する武力攻撃事態等対策本部をいう。
国の対策本部長	事態対処法に基づく国の対策本部の長をいい、内閣総理大臣(内閣総理大臣に事故があるときは、そのあらかじめ指名する国務大臣)をもって充てる。
国際人道法	一般的に「ジュネーブ諸条約」等を指す。ジュネーブ諸条約は、戦時における戦闘員や文民の人権の確保について定めている。

国民保護協議会	都道府県又は市町村における国民の保護のための措置に関する重要事項を審議するとともに、国民保護計画を作成するための諮問機関となる協議会をいう。
国民保護業務計画	指定公共機関及び指定地方公共機関が、それぞれ実施する国民保護措置の内容及び実施方法などに関して定める「国民の保護に関する業務計画」をいう。
国民保護計画	指定行政機関、都道府県及び市町村が、それぞれ実施する国民保護措置の内容及び実施方法などに関して政府の定める基本指針に基づき定める「国民の保護に関する計画」をいう。
国民保護措置	国民保護法における「国民の保護のための措置」をいい、具体的には、武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合においてその影響が最小となるようにするための措置をいう。（例：住民の避難、避難住民等の救援、武力攻撃災害への対処に関する措置等）
国民保護法	法律の正式名称は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」。平成16年6月14日に成立し、同年9月17日に施行された。武力攻撃事態等において武力攻撃から国民の生命・身体・財産を保護するため、国や地方公共団体等の責務、住民の避難に関する措置、避難住民等の救援に関する措置、武力攻撃災害への対処に関する措置及びその他の国民保護措置等に関し必要な事項を定めている。武力攻撃事態等に備えてあらかじめ政府が定める国民の保護に関する基本指針、地方公共団体が作成する国民保護計画及び同計画を審議する国民保護協議会並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する国民保護業務計画などについてもこの法律において規定している。

さ行

用語	意義
サーベイランス	疾病を予防し有効な対策を確立する目的で、疾病の発生状況などを継続的に監視することをいい、具体的には、患者の発生状況、病原体の分離状況、免疫の保有状況などの情報収集、解析を継続的に行うこと。
災害時優先電話	災害対策のために優先して回線を確保するようあらかじめ登録してある電話のこと。
自主防災組織	災害の発生・拡大(特に大規模災害時)による被害を防止し、軽減するために地域住民が連帯し、協力し合って「自らのまちは自ら守る」という住民の隣保協同の精神により、効果的な防災活動を実施することを目的として結成された自発的な防災組織をいう。

事態認定	武力攻撃事態であること、武力攻撃予測事態であること又は緊急処理事態であることを政府が認定することをいう。
市町村対策本部	国民保護法に基づき、市町村が設置する市町村国民保護対策本部をいい、政府が閣議決定し該当する市町村を指定する。
市町村対策本部長	市町村対策本部の長をいい、国民保護法に基づき、市町村長をもって充てる。
指定行政機関	事態対処法及び武力攻撃事態等に至ったとき、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令(平成15年政令第252号。以下「事態対処法施行令」という。)で定める中央行政機関をいう。 具体的には、内閣府、国家公安委員会、警察庁、防衛庁、防衛施設庁、金融庁、総務省、消防庁、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、文化庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、原子力安全・保安院、国土交通省、国土地理院、気象庁、海上保安庁及び環境省が指定されている。
指定公共機関	事態対処法及び事態対処法施行令で定める公共的機関(日本銀行、日本赤十字社など)又は電気、ガス、輸送、通信などの公益的事業を営む法人をいう。
指定地方行政機関	事態対処法及び事態対処法施行令で定める指定行政機関の道内地方支分局等をいう。(例としては、財務局、道農政事務所、道開発局、管区海上保安部など。)
指定地方公共機関	道の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人等で、国民保護法の定めにより、あらかじめ当該法人の意見を聴いて知事が指定するものをいう。
ジュネーヴ諸条約	1949年のジュネーヴ諸条約(ジュネーヴ4条約)のこと。 武力紛争が生じた場合に、傷者、病者、難船者及び捕虜、これらの者の救済にあたる衛生要員及び宗教要員並びに文民を保護することによって、武力紛争による被害をできる限り軽減することを目的とした以下の4条約の総称。日本は、1953年4月21日に加入した。 ・陸上の傷病兵の保護に関する第1条約 ・海上の傷病兵・難船者の保護に関する第2条約 ・捕虜の待遇に関する第3条約 ・文民の保護に関する第4条約
生活関連等施設	国民生活に関連を有する施設で、発電所、浄水施設などその安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの、又は、危険物質等を貯蔵しているなどその安全を確保しなければ周辺の地域に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる施設をいう。(例としては、発電所、浄水施設など。)

相互応援協定	災害が発生した場合において、応援措置を円滑に実施するために、あらかじめ自治体間で締結した協定のこと。
--------	--

た行

用語	意義
ダーティーボム	放射性物質を散布することにより、放射能汚染を引き起こすことを意図した爆弾をいう。
対処基本方針	武力攻撃事態等に至ったとき、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(平成15年法律第79号。以下「事態対処法」という。)に基づき政府が定める武力攻撃事態等への対処に関する基本的な方針をいう。
対処措置	対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関が事態対処法の規定に基づいて実施する措置をいい、武力攻撃を排除するために必要な自衛隊が実施する侵害排除活動及び国民保護措置などがある。
治安出動	内閣総理大臣の命令により、治安維持のため自衛隊が出動すること。一般の警察では対処できないことが認められる場合と、都道府県知事の要請に基づく場合に限られる。
地域防災計画	災害対策基本法第40条の規定に基づき、地震災害対策、風水害等災害対策、原子力災害対策等について定めた計画をいう。
地方公共団体	普通地方公共団体である都道府県及び市町村と特別地方公共団体である特別区、地方公共団体の組合などをいう。
道対策本部	国民保護法に基づき、道が設置する都道府県国民保護対策本部をいい、政府が閣議決定し該当する都道府県を指定する。
道対策本部長	道対策本部の長をいい、国民保護法に基づき、知事をもって充てる。
トリアージ	負傷者を重症度、緊急度などによって分類し、治療や搬送の優先順位を決めること。災害時等において、現存する限られた医療資源(医療スタッフ、医薬品等)を最大限に活用して、可能な限り多数の傷病者の治療を行うためには、負傷者の状態の緊急性や重症度に応じて治療の優先順位を決定し、患者搬送、病院選定、治療の実施を行う。

は行

用語	意義
パブリックコメント	条例や計画などの一定の政策の策定に際し、(1) 政策の案と資料を公表し、(2) それに対する意見や情報を広く募集し、(3) 寄せられた意見等を考慮して政策を決定するとともに、(4) その意見等に対する考え方等を公表することをいう。実施する目的は、政策決定過程での市民参加の機会の拡大と公正の確保及び透明性の向上を図り、これにより、市民との協働による市政を進めることにある。
避難住民等	避難住民及び武力攻撃災害による被災者をいう。
武力攻撃	我が国に対する外部からの武力攻撃をいう。
武力攻撃災害	武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害をいう。
武力攻撃事態	武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいう。
武力攻撃事態等	武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。
武力攻撃予測事態	武力攻撃事態には至っていないが、事態が切迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態をいう。
防衛出動	国会の承認のもと、外部からの武力攻撃及びそのおそれがある場合に、内閣総理大臣の命令により自衛隊が防衛のために出動すること。

や行

用語	意義
要援護者	高齢者、障がい者、難病患者、乳幼児及び外国人など、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、自らを守るために安全な場所に避難するなどの適切な防災行動をとることが特に困難な人を指す。